

事業概要

令和7年度

和歌山県有田振興局健康福祉部
(湯浅保健所)

〒643-0004

和歌山県有田郡湯浅町湯浅2355-1

管内概況	1
湯浅保健所業務案内	2
総務福祉課	
総務・保護グループ	
1 生活保護	3
2 生活困窮者自立支援	4
福祉グループ	
1 高齢者福祉対策	6
2 障害者福祉対策	10
3 母子・父子・寡婦等福祉対策	11
4 女性・DV被害者支援	12
保健課	
保健グループ	
1 地域医療対策	13
2 感染症予防対策	15
3 結核予防対策	19
4 一般健康相談開設状況	20
5 人口動態統計	21
健康グループ	
1 精神保健福祉対策	30
2 保健師活動	32
3 健康増進対策	33
4 成人保健対策	39
5 原爆被爆者対策	40
6 難病対策	40
7 母子保健対策	42
衛生環境課	
衛生環境グループ	
1 食品衛生対策	46
2 生活衛生対策	51
3 水道関係施設指導	52
4 狂犬病予防及び動物愛護	53
5 医薬品等取締	55
6 薬物乱用防止	56
7 献血推進	57
8 骨髄バンク及び臓器移植普及推進	57
9 浄化槽関係	58
10 公害対策	58
11 廃棄物・リサイクル対策	59
12 自然環境保全	61

管内概況

令和7年4月1日現在

	面積 (k m ²)	人口 (人)
有田市	36.83	24,225
湯浅町	20.80	10,082
広川町	65.35	6,268
有田川町	351.84	23,930
	474.82	64,505

資料) 面積：国土地理院「令和7年 全国都道府県市区町村別面積調

(1月1日時点)」による

人口：和歌山県人口調査による推計人口

湯浅保健所 業務案内

名 称		開 催 日	時 間
一般健康相談（クリニック）		第1・3火曜日	予約制 9:30～11:00
エイズ相談、H I V抗体検査		第1・3火曜日	予約制 9:30～11:00
H I V即日検査		奇数月・第3火曜日	予約制 17:00～19:00
乳 幼 児	二次健診	第1月曜日	予約制 14:00～
	療育相談	偶数月の第4木曜日	予約制 9:00～
こうのとりの相談		不定期	予約時に調整
骨髄バンク		第2・4火曜日	予約制 9:30～11:00
こ こ ろ の 健 康	こころの健康相談 こころの健康、ひきこも り、アルコール・薬物依存に ついての悩みや精神保健全般 に関する相談のある方やその 家族対象。	第2木曜日 第4火曜日	予約制 13:30～17:00 予約制 13:30～17:00
難病患者と家族のつどい及び医療相談		不定期	

総務福祉課

総務・保護グループ

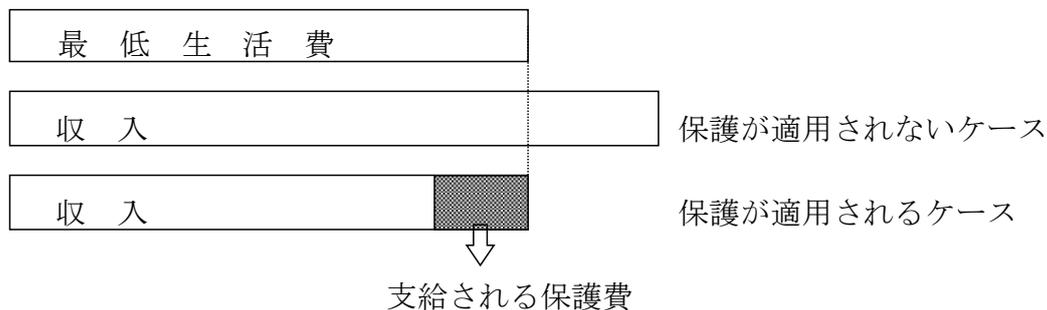
1 生活保護

(1) 制度の概要

ア 生活保護制度

生活保護は、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度である。

生活保護費は、国が定める基準（最低生活費）と、被保護者の世帯の収入とを比較し、その不足する分として必要に応じ支給されるが、被保護者の資産、能力、その他活用可能なものをまず活用することが前提となる。



イ 生活保護決定に至る手続き

○事前の相談



- ・生活保護制度の説明
- ・生活福祉資金、障害者施策等各種の社会保障施策活用可否の検討

○保護の申請



- ・預貯金、保険、不動産等の資産調査
- ・扶養義務者による扶養可否の調査
- ・年金等の社会保障給付、就労収入等の調査
- ・就労の可能性の調査

○保護の決定

- ・申請のあった日から14日以内（調査に時間を要したときは30日以内）

原則、要保護者等からの申請により決定するが、状況によっては職権により保護を決定することもある。

ウ 生活保護の種類

生活保護には以下8種類の扶助があり、国の定めた基準により生活の必要に応じて支給される。

- 生活扶助・・・衣食その他日常生活の需要を満たすための費用
- 住宅扶助・・・家賃や家屋の修繕・補修等にかかる費用
- 教育扶助・・・小学生・中学生の学用品、給食等の費用
- 医療扶助・・・けがや病気により医療を必要とする場合の費用

- (e) 出産扶助・・・出産に必要な費用
- (f) 生業扶助・・・技能習得、高等学校就学、就職支度等の費用
- (g) 葬祭扶助・・・葬祭に必要な費用
- (h) 介護扶助・・・介護サービスを受ける費用

(2) 管内保護動向

ア 過去5年間の年度別推移

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
被保護世帯数	311	298	273	274	276
被保護人員数	359	348	316	319	322
保護率(%)	8.24	8.10	7.40	7.58	7.77

※ 各年度の3月末時点(以下のイにおいても同様)

※ 「%」は1000分の1を表す。

イ 過去5年間の年度別における世帯類型別被保護世帯数

年度	世帯類型別世帯数										停止中
	単身者世帯				2人以上世帯						
	高齢	障害	傷病	その他	高齢	母子	障害	傷病	その他		
R2年度	(65.0) 202	(10.3) 32	(7.4) 23	(3.9) 12	(6.8) 21	(1.6) 5	(0.3) 1	(1.9) 6	(2.9) 9		0
R3年度	(65.4) 195	(10.7) 32	(5.7) 17	(3.4) 10	(6.0) 18	(1.7) 5	(0.3) 1	(2.7) 8	(3.4) 10	(0.7) 2	2
R4年度	(63.7) 174	(11.7) 32	(6.6) 18	(4.4) 12	(6.2) 17	(1.5) 4	(0.4) 1	(2.2) 6	(2.6) 7	(0.7) 2	2
R5年度	(64.6) 177	(10.2) 28	(5.8) 16	(5.5) 15	(6.6) 18	(1.8) 5	(0.4) 1	(1.8) 5	(2.6) 7	(0.7) 2	2
R6年度	(63.4) 175	(10.9) 30	(6.2) 17	(5.8) 16	(6.5) 18	(1.8) 5	(0.4) 1	(1.8) 5	(2.5) 7	(0.7) 2	2

2 生活困窮者自立支援

(1) 制度の概要

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、本県では郡部においては各振興局の健康福祉部に相談窓口を設置し、生活保護に至っていない生活困窮者で自立を目指す方の支援を行う。

(2) 事業内容

ア 自立支援相談事業

相談員が対象者の抱えている課題を分析し、ニーズに応じた支援計画を策定、関係機関等と連携し、自立に向けた支援を行う。

また、個別の支援を行うことにより就労が見込まれる方に対しては、求職活動などの実践的な支援を行う。

イ 住居確保給付金

離職等により住宅を失った又はそのおそれのある生活困窮者のうち、一定の収入や資産の条件を満たす方に対し最長9月まで賃貸住宅の家賃相当額を支給し、就労自立を図る。

ウ 就労準備支援事業

すぐに一般就労が困難な生活困窮者に対して生活習慣確立のための指導や地域のボランティア活動の場等への参加を通じ、次のステップにつなげる。

令和6年度相談・支援実績

○相談者実人員 40人

○相談内容別件数

生活※1	就労※2	住宅	健康	医療	介護	教育	その他	合計
88	64	4	0	23	0	0	2	181

※1 生活相談の内訳

①家計相談に関する事	0
②借金に関する事	6
③生活保護制度に関する事	5
④生活福祉資金貸付に関する事	3
⑤各種年金、手当等に関する事	10
⑥その他	64
計	88

※2 就労相談の内訳

①求職活動について	62
②転職について	0
③自営業等経営不振について	0
④就労収入の減少について	2
⑤雇用保険、手当等に関する事	0
⑥その他	0
計	64

福祉グループ

1 高齢者福祉対策

本県では、全国を上回る早さで高齢化が進んでおり、2040年には、38.9%の高齢化率となり、県民の5人に2人が高齢者となる時代を迎えることが想定されている。

県では、高齢者の保健・福祉の向上並びに介護保険制度の一層の定着を図るため、「わかやま長寿プラン2024」(https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040300/pla_n/index.html)を策定している。この計画の中で、「高齢者が安心して、いきいきと暮らすことができる和歌山」を基本理念に、諸施策の推進を図っている。

(1) 介護保険の状況

介護保険制度とは、40歳以上の国民が介護保険料を支払い、その保険料や税金を財源に身体機能の低下や認知症等により介護が必要となった高齢者を社会全体で支える仕組みである。

市町村で要介護（支援）認定を受けた高齢者は、費用の一部（1割～3割）を負担することにより、様々な介護サービスを受けることが可能である。

介護保険サービスを提供しようとする事業者は、サービスを行う事業所ごとに都道府県知事や市町村町長の指定又は開設許可を受ける必要がある。有田管内の状況は下記のとおりである。

(a) 県指定事業者数

(令和7年4月1日現在)

	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	通所介護	通所リハ	短期生入活所介護	短期療入養所介護	特定入施居設者	福祉用貸具与	福祉用販具売	合計
有田市	9	0	3	8	1	3	0	2	3	3	32
湯浅町	3	0	2	3	1	4	1	1	1	1	17
広川町	1	0	0	4	0	3	0	1	0	0	9
有田川町	11	1	4	4	3	5	3	0	1	1	33
	24	1	9	19	5	15	4	4	5	5	91

※病院・診療所が行う訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導は含まない。

※地域密着型事業所については、市町村長が指定を行うため省略。

(b) 運営指導等の状況

	訪問 介護	訪問 入浴	訪問 看護	居 宅管 療理 養指 導	通 所 介 護	通 所 リ ハ	短 期生 入活 所介 護	短 期療 入養 所介 護	特 定入 施居 設者	福 祉 用貸 具与	福 祉 用販 具売	合 計
令和6年度	4	0	1	0	5	0	1	0	0	2	2	15

※介護サービス指導課が主導で行う運営指導は除外

(2) 老人福祉施設・介護保健施設等の整備状況

施設整備については、入所待機者の状況や、地域間のバランスを考慮して、計画的に整備されているところである。

(令和7年5月1日現在)

ア【特別養護老人ホーム／介護老人福祉施設】

常に介護が必要で、自宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上必要な介護、機能訓練、療養上のお世話を受ける施設である。

事業所名	所在地	定員 (人)
特別養護老人ホーム田鶴苑	有田市宮崎町 841 番地 1	85
特別養護老人ホーム愛宕苑	有田市港町 9 番地 1	72
特別養護老人ホームありだ橘苑	有田市野 639 番地 2	80
特別養護老人ホーム潮光園	湯浅町湯浅 2343 番地 1	90
介護老人福祉施設広川苑	広川町和田字天皇谷 18 番地	89
特別養護老人ホームなつあけの里 ささゆり苑	広川町大字上津木字夏明 1464 番地 4	80
特別養護老人ホーム吉備苑	有田川町奥 222 番地 1	80
特別養護老人ホーム寿楽園	有田川町小川 992 番地	57
特別養護老人ホームしみず園	有田川町粟生 710 番地 4	50

イ【地域密着型特別養護老人ホーム／地域密着型介護老人福祉施設】

事業所名	所在地	定員 (人)
特別養護老人ホームかぐのみ苑湯浅	湯浅町湯浅 2032 番地 1	29
介護老人福祉施設平安のまち	湯浅町青木 826 番地 1	29
特別養護老人ホームハートケア万笑	有田川町奥 1026 番地 1	29

ウ【介護老人保健施設】

病状の安定している方が、看護や介護、リハビリを中心としたサービスが受けられる施設である。

事業所名	所在地	定員(人)
介護老人保健施設ライフケア有田	湯浅町吉川 52 番地 1	80
クオリティライフ和歌山	有田川町庄 637 番地	92
オレンジの郷	有田川町吉原 522 番地	98
介護老人保健施設つばさ	有田川町吉原 908 番地	24

エ【養護老人ホーム】

65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び、経済的理由により、在宅での生活が困難な方が入所できる施設である。

施設名	所在地	定員(人)	設置主体
長寿荘	有田市山地 57 番地	50	有田市
なぎ園	湯浅町吉川 160 番地	70	有田郡老人福祉施設事務組合

※ なぎ園については、介護保険の（介護予防）特定施設入居者生活介護の指定を受けている。

オ【生活支援ハウス】

デイサービス機能に居住部門を併設した施設で、独立して生活するには不安のある60歳以上の一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が必要に応じて入所できる施設である。

施設名	所在地	定員(人)	設置主体
有田川町高齢者生活福祉センター	有田川町二川 820 番地 1	20	有田川町

カ【ケアハウス】

原則として60歳以上の方であって、自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められる方や、高齢のため独立して生活するには不安が認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方を対象とする施設である。

施設名	所在地	定員(人)	設置主体
ケアハウスヘリオス	広川町和田 18 番地	30	(福)和歌山ひまわり会

※ケアハウスヘリオスは（介護予防）特定施設入居者生活介護の指定を受けている。

キ【認知症対応型共同生活介護】

認知症の高齢者の方が、共同で生活をする住宅で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けることできる施設である。

事業所名	所在地	定員(人)
グループホームいとが	有田市糸我町西 43 番地 3	18
グループホームゆりのき苑	有田市千田左近 403 番地 1	18
グループホーム愛宕苑	有田市港町 29 番地 1	18
グループホームひまわり	有田市箕島 22 番地 1	9
グループホーム有田ささゆり	有田市宮原町新町 225 番地	18
グループホームゆりのき苑やま ち	有田市山地 44 番地	9
かぐのみ苑湯浅グループホーム	湯浅町湯浅 2032 番地 1	18
グループホーム向日葵倶楽部	広川町南金屋 662 番地 1, 663 番地 1	18
グループホームきびの里	有田川町小島 2 番地 3	18
グループホームたんぽぽ	有田川町吉原 951 番地	18

(3) 地域包括ケア体制の構築

高齢者が介護や支援が必要となっても、安心して生活できるよう地域全体で支えるケア体制の構築が必要である。

こうした観点から、高齢者に対して総合的で継続的な支援を行うため、地域包括支援センターの機能強化を図り、これを核としながら、保健サービスの中心となる市町村保健センターや、福祉用具や住宅改修の情報の拠点としての介護実習・普及センター等との連携のもと、地域の多様なケア機関をネットワーク化し、必要な情報の共有を図り、高齢者や家族への効果的なサービスの提供を促進する。

【地域包括支援センターの状況】

(令和7年4月1日現在)

設置主体 (運営主体)	センター名	所在地	電話番号
有田市 (〃)	有田市地域包括支援センター	有田市箕島 50 番地 (有田市役所内)	0737-22-3540
湯浅町 (〃)	湯浅町地域包括支援センター	湯浅町青木 668 番地 1 (湯浅町役場内)	0737-64-1120
広川町 (〃)	広川町地域包括支援センター	広川町広 1500 番地 (広川町役場内)	0737-23-7724
有田川町 (〃)	有田川町地域包括支援センター	有田川町中井原 136 番地 2 (有田川町役場金屋庁舎内)	0737-22-4502

2 障害者福祉対策

県では、令和6年4月に第6次障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画から構成する「紀の国障害者プラン2024」を策定し、障害のある人を取り巻く社会情勢が変化中、障害のある人が必要な支援を受けながら、社会のあらゆる活動に参加できる「共生社会」の実現を目指し、総合的な障害者施策を進めている。その施策の柱は、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「障害のあるこどもに関する支援の推進」、「雇用・就労・経済的自立の推進」、「安心して暮らせる地域づくりの推進」、「保健・医療の充実」、「住みやすい生活環境づくりの推進」、「情報アクセシビリティ・コミュニケーションに係る支援の充実」、「防災対策の推進」、「文化芸術活動・パラスポーツの推進」などである。

(1) 在宅福祉対策

ア 巡回相談

和歌山県障害児者サポートセンターに行くことが困難な方々のため、管内において、センター職員による巡回相談が実施されている。

○児童巡回相談（一般相談）

2か月に1回（有田市役所、清水会館、湯浅保健所）

○知的障害児（18歳未満）療育手帳巡回相談

○知的障害者（18歳以上）療育手帳巡回相談

イ 障害児福祉手当の支給

在宅の20歳未満の重度障害児に、その障害によって生ずる特別な負担の軽減を図ることを目的に手当を支給している。

○手当額：月額 16,100円（令和7年4月～）

（負担割合 国3/4、県1/4）

ウ 特別障害者手当の支給

精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において、常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の障害者に、福祉の一環として手当を支給している。

○手当額：月額 29,590円（令和7年4月～）

（負担割合 国3/4、県1/4）

エ 経過的福祉手当の支給

特別障害者手当・障害基礎年金を受給していない旧福祉手当の受給者に、障害によって生ずる特別な負担の軽減を図ることを目的に手当を支給している。

○手当額：月額 16,100円（令和7年4月～）

（負担割合 国3/4、県1/4）

	障害児福祉手当	特別障害者手当	経過的福祉手当
有田郡	14名	36名	1名

(2) 社会参加促進対策

ア 障害者スポーツ大会の助成

障害者のスポーツ振興を図るとともに、障害者に対する社会の理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的に、県と県障害者スポーツ協会が主催者となり開催する障害者スポーツ大会に対し、他の障害者団体、市町とともにその開催運営に協力している。令和6年度は有田郡から57名が参加した。

イ 手話通訳者の設置

聴覚障害者及び言語機能障害者の社会参加の促進に寄与することを目的に、手話通訳者を設置している。

聴覚障害者等の来庁時・県が主催する講演会等で手話通訳を行い、人材育成のための手話講習会を開催している。

(3) 障害者総合支援法によるサービス

ア サービス体系について

障害者自立支援法が、平成25年4月1日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に改正された。障害者の範囲に難病等を加えるとともに、地域生活支援事業のメニュー追加やサービス基盤の計画的整備などにより、安心して生活するための支援充実などが図られている。

総合的なサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されている。対象者となる障害者は、身体障害者（難病等により一定の障害がある人も対象）、知的障害者、精神障害者、障害児となる。

介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられるほか、自立支援医療や補装具等の給付制度などがある。

イ 利用の手続きについて

各市町または指定特定相談支援事業者に相談し、サービスが必要な場合は各市町に申請することになる。

各市町は障害者の福祉サービスの必要性を総合的に審査・判定するため、障害者の心身の状況、社会活動や介護者の状況、居住等の状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価を把握しその上で支給決定を行うこととなる。

※サービスを利用できる事業所については、次のホームページで最新の情報を検索することができる。 <http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

3 母子・父子・寡婦等福祉対策

ひとり親家庭等の相談に対応するため、母子父子自立支援員を設置し、助言・指導を行い、また経済的な自立を図るために、母子父子寡婦福祉資金の貸付、自立支援給付金事業等を行っている。

(1) 母子父子自立支援員

ひとり親家庭等の相談に応じている。

(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦並びに父母のない児童に、経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて児童福祉の増進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行っている。

	件数	貸付金額
令和4年度	7件	2,875,887円
令和5年度	7件	3,997,481円
令和6年度	11件	6,211,468円

(3) 自立支援給付金事業

ア 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、自立の促進

を図ることを目的としている。(令和6年度：2件)

イ 高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため給付金を支給し、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的としている。(令和6年度：1件)

(4) ひとり親家庭アシスト事業

ア 自立支援プログラム策定等事業

児童扶養手当受給者を対象に、支援員が個別の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、アフターケアとして定期的な相談支援を実施する。

(令和6年度：2件)

イ ひとり親家庭生活支援事業

プログラム策定等事業のアフターケア終了後、継続して見守り支援が必要な家庭へ支援員を派遣する。(令和6年度：0件)

ウ ひとり親家庭等日常生活支援事業

定期的に生活援助・保育サービスが必要な家庭や、一時的に養育支援サービスが必要なひとり親家庭・寡婦を対象に、支援員を派遣し、養育支援サービスの提供を行う。(令和6年度：3件)

エ ひとり親家庭等同行支援事業

養育費の取決めまたは履行確保のため公証役場や家庭裁判所等を訪れる際に同行し、話し合いや手続きを支援する。(令和6年度：0件)

(5) ひとり親家庭等特別相談事業

親権や養育費用など、複雑で専門的な問題について、弁護士が相談に応じている。

(令和6年度：1件)

(6) 養育費確保支援給付金事業

公正証書の作成費用や養育費保証契約の締結費用などを支援する。(令和6年度：0件)

(7) 児童扶養手当の支給

父母の離婚や死亡などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、当該児童について児童扶養手当を支給する。

令和6年度	433人	(令和7年3月3日時点)
-------	------	--------------

4 女性・DV被害者支援

DV、性暴力等に対応するために女性相談員を設置し、相談に応じ、関係機関と協力して被害者の保護、自立援助を行っている。

必要な場合には、母子生活支援施設への入所を支援している。

保 健 課

保健グループ

1 地域医療対策

(1) 医療施設の状況

ア 医療施設数

令和7年4月末現在

	病院	診療所	歯科診療所	助産所	施術所
有田市	2	29	15	2	39
湯浅町	1	13	6		17
広川町		4	2		3
有田川町	3	28	15		22
合計	6	74	38	2	81

イ 管内病院（診療所は療養型病床を有する施設のみを計上。）一覧表

令和7年4月末現在

医療施設名	所在地	開設者	病床
有田市立病院	有田市宮崎町6	有田市長	一般 153 感染症 4
桜ヶ丘病院	有田市箕島904	(医)千徳会	一般 49 療養型 50
済生会有田病院	湯浅町吉川52-6	(福)恩賜財団済生会	一般 149
県立こころの医療センター	有田川町庄31	和歌山県知事	精神 300
西岡病院	有田川町小島278-1	(医)たちばな会	一般 60 療養型 60
有田南病院	有田川町小島15	(医)明美会	一般 26 療養型 45
土屋クリニック	有田市宮原町須谷536-1	(医)大和会	一般 3 療養型 16
ファミリー産院 ありだ	有田市糸我町中番408-3	(医)マザー・キー	一般 12
合計			一般 452 療養型 171 精神 300 感染症 4

(2) 救急医療対策

初期救急医療機関として昭和51年に有田川町（旧吉備町）に「有田地方休日急患診療所」が開設され、日曜・祝日と年末年始等の救急患者の受け入れを行っている。また、重症救急患者に対応する二次救急医療体制として、平成6年度に病院群輪番制病院方式が整備されたが平成21年3月末で休止となり、平成21年4月からは救急告示病院（有田市立病院、済生会有田病院、西岡病院、有田南病院、桜ヶ丘病院）で救急患者を受け入れている。

ア 令和6年度有田地方休日急患診療所市町別診療人員実績

	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	その他	合計
患者数(人)	279	189	109	689	82	1348
構成比(%)	20.70%	14.02%	8.09%	51.11%	6.08%	100.0%

イ 令和4年～令和6年(1月～12月)の医療圏別搬送状況 (%)

	令和4年	令和5年	令和6年
有田保健医療圏への搬送率	43.4	47.7	44.2
その他の保健医療圏への搬送率	56.6	52.3	55.8

ウ 救急告示医療施設 令和7年4月末現在

医療施設名	所在地	有効期限	専用病床	電話
有田市立病院	有田市宮崎町6	R10.2.6	4	82-2151
桜ヶ丘病院	有田市箕島904	R9.6.27	2	83-0078
済生会有田病院	湯浅町吉川52-6	R7.11.5	6	63-5561
西岡病院	有田川町小島278-1	R8.1.31	5	52-6188
有田南病院	有田川町小島15	R9.6.10	2	52-3730

(3) 災害医療対策

平成24年度に保健所単位で地域の医療ニーズ把握や医療救護班の派遣調整等を実施し、医療支援活動を継続的に支援するため、災害拠点病院、災害支援病院、医療関係団体、市町村、災害医療コーディネーター等で構成する地域災害医療対策会議を構築した。

また、災害現場からの情報により、適切な医療体制の構築のための助言、DMATの派遣や医薬品の供給、医療機関への傷病者の受入などにかかる調整を行う者として、災害医療コーディネーターを委嘱した。

平成26年度から、災害時を想定した更なる関係機関の連携を強化していくため、災害訓練を実施している。

ア 災害拠点病院・災害支援病院

・災害拠点病院

災害時の医療救護活動の中核施設として、重篤患者に対する救急医療の提供や医療救護チームの派遣及び応急用医療資器材の貸し出し等を行う医療機関

有田市立病院	(所在地)有田市宮崎町6
--------	--------------

- ・災害支援病院

災害拠点病院の機能を補完する医療機関

済生会有田病院	(所在地)有田郡湯浅町吉川52-6
---------	-------------------

イ 地域災害医療対策会議・災害訓練・透析医療機関担当者会議の実施

- ・地域災害医療対策会議

令和6年12月12日実施

内 容：各機関における平常時の災害対策について等

- ・災害訓練

- ・衛星（携帯）電話通信訓練

令和6年5月13日、15日、16日実施

参加者：管内各病院、管内各市町、湯浅保健所職員

- ・県災害対策本部有田支部図上訓練（有田振興局合同で実施）

令和7年1月25日実施

内 容：健康福祉班における情報収集・分析・対応訓練

参加者：地域災害医療コーディネーター、有田振興局職員

- ・透析医療機関担当者会議

令和6年8月22日実施

内 容：災害時の圏域内（外）調整について等

参加者：管内各透析医療機関担当者、湯浅保健所職員

2 感染症予防対策

平成11年4月1日「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）が施行され、個々の国民に対する感染症の予防・治療に重点をおいた対策、患者・感染症の人権の尊重及び感染症の発生・拡大を阻止するための迅速かつ的確な対応の整備が図られた。

また、平成16年4月の改正により、緊急時における対策の強化、動物由来感染症対策の強化、対象疾病及び疾病分類の見直しが行われ、感染力と罹患した場合の重篤性に基づき総合的な観点からの行政的な対応、措置を定めた。

さらに、平成17年9月1日からは、他の制度で既に規制されている動物以外のすべての動物輸入に届出が義務づけられることになり、また、平成18年12月8日公布の一部改正では、病原体等の管理体制の確立・分類の見直し・結核予防法を廃止、患者の人権尊重の観点、予防接種法の改正、検疫法の改正の経過及び背景により感染症対策を的確に行うための一部改正が行われた。

平成20年5月の改正により世界的大流行が危惧されている新型インフルエンザについて、感染症類型の見直し、水際対策と国内感染の連携強化等について規定され、新型インフルエンザ対策の整備が行われた。

令和元年12月に海外で新型コロナウイルス感染症が発生し、令和2年1月15日には国内患者が確認された。当初管内では医療機関において2月13日より複数の発生が確認された。新型コロナウイルス感染症は、令和2年2月1日より指定感染症として取り扱われていたが、感染症法の一部改正により令和3年2月13日より新型インフルエンザ等感

染症に、令和5年5月8日からは5類感染症に変更された。

なお、管内には、感染症法に伴う第二種感染症指定医療機関として有田市立病院に感染症病床4床がある。

(1) 感染症発生動向調査事業

管内での集団発生は、昭和52年に有田市を中心に発生したコレラの集団発生があったが、それ以後は特に大きな発生は確認されていない。

感染症法により報告される疾病には、医師が診断すれば必ず報告する「全数把握疾病(87疾病)」と定点医療機関だけが報告する「定点把握疾病(26疾病)」がある。

どちらの報告も感染症発生動向調査事業により全国集計され、オンラインにより各保健所の端末に還元され、必要に応じ、地域の感染症対策に利用される。

全数把握疾病の管内報告受理状況は下表のとおりである。

【全数把握疾病管内報告受理状況】

感染症の類型	疾病の名称	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
三類	腸管出血性大腸菌感染症	—	—	—	1	3
四類	レジオネラ	—	1	2	—	—
	日本紅斑熱	—	1	—	—	—
	重症熱性血小板減少症候群 (病原体がフレボウイルス属 SFTS ウイルスでものに限る。)	—	—	2	1	1
五類	水痘 (入院例に限る。)	—	—	1	—	1
	梅毒	—	1	—	3	5
	百日咳	1	3	1	—	—
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌 感染症	1	—	—	—	—
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	55	1,456	14,777	190 ※2	

※1 二類感染症の結核については別に集計

※2 令和5年度は5月7日までの集計

また、定点把握疾病については、基幹定点(1定点)・小児科定点(2定点)・インフルエンザ定点(4定点)より週1回、基幹定点(1定点)より月1回の患者数の報告を受け、コンピューター・オンライン・システムで厚生労働省へ情報を伝送し、速やかに管内に情報を還元することにより流行実態を早期かつ的確に把握し、予防接種、衛生教育等適切な予防措置を講じ、住民の健康増進保持に寄与することを目的とする。

なお、STD定点及び眼科定点については管内には設定はない。

各定点の対象疾患は以下のとおりである。

【定点報告対象疾患】

定点の種類	対 象 疾 患
基幹定点 (8疾患)	感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る。) クラミジア肺炎(オウム病を除く) 細菌性髄膜炎(髄膜炎菌・肺炎球菌・インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く) マイコプラズマ肺炎 無菌性髄膜炎 ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 薬剤耐性緑膿菌感染症
小児科定点 (10疾患)	RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性連鎖球菌咽頭炎 感染性胃腸炎、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん ヘルパンギーナ、流行性耳下腺炎
インフルエンザ定点	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)、新型コロナウイルス

(2) インフルエンザ流行対策

インフルエンザウイルスの流行状況を把握するため、管内の定点医療機関で採取された検体(鼻腔拭い液等)を当所から県環境衛生研究センターへ搬送し、ウイルス検査を実施している。

令和6年8月から令和7年3月までに採取された検体3件を検査した結果、インフルエンザウイルスA(H1)pdm09型3件が検出された。

(3) 赤痢菌等保菌者検索

消化器感染症の蔓延防止を目的として、赤痢菌等、腸関係菌の依頼検査を実施している。主な依頼者は給食従事者・食品関係従事者・水道従事者・一般等である。

【細菌検査実施状況(有料)】

(令和6年度)

総数	赤痢菌	サルモネラ	腸チフス	パラチフス	大腸菌 0157
105	33	33	3	3	33

(4) 予防接種の推進

予防接種は各種の感染症に対する免疫を持たない感受性者を対象に行われるもので、感染予防、発病防止、症状の軽減、病気の蔓延防止などを目的としている。予防接種には予防接種法による「定期の予防接種」と予防接種法によらない「任意の予防接種」がある。

「定期の予防接種」は実施主体である市町村とともに、接種の推進に努めている。

「任意の予防接種」は接種を受ける本人（又は保護者）と接種する医師の責任において実施するもので、双方の合意により初めて実施可能となる。そのため、接種可能な医療機関は限られ、急に接種が必要となる住民からの問い合わせに応えられるよう、実施可能な医療機関を紹介している。

(5) エイズ予防対策

HIV感染者・エイズ患者は日本においては減少または横ばいとなっており、特に性的接触による感染が拡大している。当所では、電話・来所でのエイズ相談を実施するとともに定期のクリニック時の血液検査や、その日の内に検査結果が分かる即日検査（夜間）を無料・匿名で実施している。

また、世界エイズデーにおけるパンフレット等の配布や高校でのピアエデュケーション等を実施し正しい知識の普及啓発に努めている。

ア エイズ相談件数：11件（血液検査時の相談含む）

イ 血液検査受付件数（令和6年度）

血液検査項目	件数
HIV抗体検査	9 (2)
クラミジア抗体検査	7
梅毒	7
HCV抗体検査	5
HBs抗原検査	5

※（ ）は夜間即日検査件数(再掲)

ウ 普及啓発事業

所内にポスターを掲示

（街頭啓発は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）

(6) 肝炎治療特別促進事業

B型及びC型肝炎の患者の方に対する早期治療促進のため、インターフェロン治療（平成20年度開始）、核酸アナログ製剤治療（平成22年度開始）及びインターフェロンフリー治療（平成26年9月開始）を受ける際の医療費助成を行った。

【肝炎治療特別促進事業新規申請者数】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
インターフェロン治療	—	—	—	—	—
インターフェロンフリー治療	13	10	13	5	8
核酸アナログ製剤治療	5	2	3	—	5

(7) 新型コロナウイルス感染症対策（相談、検査）

新型コロナウイルス感染症に関する感染経路や予防方法等の一般的な相談に対応するとともに、発熱等症状のある場合は医療機関への受診を勧奨している。

令和5年5月7日までは、感染が疑われる者及びその接触者等に対し行政検査を実施していたが、5類移行後は新型コロナウイルス感染症の流行状況を把握するため、管内

の医療機関で採取された検体(鼻腔拭い液等)を当所から県環境衛生研究センターへ搬送し、ウイルス検査を実施している。

令和6年7月から令和6年12月までに採取された検体11件を検査した結果、陰性が1件、新型コロナウイルスKP3.3が5件、KP3.3.3が1件、KP3.2.3が1件、KP3.1.1が2件、XECが1件検出された。

3 結核予防対策

昭和26年に結核予防法が施行され、公費負担医療制度が確立し健康診断・患者管理・結核医療等を根幹とし対策が行われてきたが、医学の進歩等により平成17年4月1日に結核予防法が一部改正され、広く一律的に実施されてきた結核健康診断が、リスクの高い層に重点を絞った効果的・効率的な健康診断、乳幼児期へのBCG接種の徹底等の予防対策、より人権を重視した患者支援等への結核対策へ転換された。

そして、平成19年3月末には半世紀余り続いた結核予防法が、入院勧告等の仕組みを欠く等、人権尊重の観点から結核予防法では不十分、特定の感染症の病名を冠した法律については、差別・偏見の温床になるとの指摘から、結核対策における見直しの必要性等によって改正され、平成19年4月1日から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」に統合され施行される。

(1) 定期の結核検診(平成17年度改正、住民検診65歳以上)

結核は今まで順調に減少してきたが、近年は新登録患者のうち高齢者の占める割合が7割以上と高くなっている。そこで、県ではリフト付き検診車により高齢者で寝たきり、車イス等の施設入所者の結核検診を平成13年度から実施し早期発見に努めてきた。

なお、施設入所者の結核検診については、平成26年度から実施主体を財団法人和歌山県民総合健診センターへ移行した。

(2) 結核患者接触者(家族・接触者)の健診

新規登録患者の家族及び接触者に対して、感染・発病の有無及び感染源の追及のため接触者健診を実施している。ツベルクリン反応検査、IGRA検査等を実施し、感染が強く疑われる方については、医療機関を紹介し潜在性結核感染症の治療を勧めている。

また、早期に患者を発見するため、胸部エックス線撮影を実施している。その際、既に医療機関等で受診済みの方については、医師連絡等により医療機関と連携を密にし、結果把握に努めている。

(3) 管理検診(治療終了後、2年間経過観察者)

結核登録患者のうち治療終了者・治療中断者・病状不明者について、保健師訪問活動を通じ管理検診の受診勧奨を行っている。保健所での胸部エックス線撮影による病状の把握、また医師連絡及び胸部エックス線フィルム借用等(治療終了後も定期的に医療機関を受診している方)の方法により病状を把握し、治療終了後の患者フォローに務めている。

(4) 患者支援(DOTS事業)

結核患者が確実に治療完了できるよう、保健所では医療機関との連携や治療成功を目指した患者支援(服薬支援)を実施している。入院中には、看護師が服薬の確認を行いながら院内DOTSを実施している。また、DOTSカンファレンスでは、保健所と医療機関で患者の情報交換を行い服薬支援計画を立てる。通院治療中の患者については、支援計

画をもとに保健所保健師を中心に服薬支援（地域 DOTS）を行っている。

（５）結核登録患者の状況

結核患者については、感染症法による医師からの患者発生届け、結核医療費公費負担申請、医師連絡、管理検診、保健師訪問等で患者情報を得て、結核発生動向調査事業等を通じ患者管理を行っている。

（年中、人）

	管内			和歌山県			全 国	
	4年	5年	6年	4年	5年	6年	5年	6年
新登録患者数 （活動性結核）	7	7	4	94	75	90	10,096	10,037
塗抹陽性肺結核数	3	2	1	32	28	31	3,781	3,347

【湯浅管内の結核新登録患者数年次推移】

（年中、人）

年 次	全結核		塗抹陽性肺結核		（別掲） 潜在性結核感染症 計
	男	女	男	女	
2005（H17）	6	12	2	2	
2006（H18）	10	5	7	1	
2007（H19）	12	5	7	1	3
2008（H20）	13	10	7	4	13
2009（H21）	14	1	7	0	12
2010（H22）	7	3	2	2	2
2011（H23）	10	9	3	5	16
2012（H24）	13	10	7	2	6
2013（H25）	9	5	3	0	3
2014（H26）	8	5	2	2	2
2015（H27）	7	4	2	1	1
2016（H28）	7	3	5	3	4
2017（H29）	4	7	1	3	12
2018（H30）	4	3	1	2	7
2019（R1）	10	6	6	3	4
2020（R2）	3	4	1	2	3
2021（R3）	3	1	1	0	2
2022（R4）	6	1	2	1	3
2023（R5）	3	4	1	1	1
2024（R6）	4	0	1	0	4

*平成19年から、潜在性結核感染症として届出

4 一般健康相談開設状況

一般住民を対象に、第1、3の火曜日9：30～11：00に健康相談窓口（予約制）を開設している。

同時にエイズ相談（性感染症も併せて）・肝炎相談も実施している。

5 人口動態統計

人口動態統計とは、出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の5種類の「人口動態事象」について、その実態を明らかにするため、各届出書によって作成された人口動態調査票を集計したものである。

出生・死亡・婚姻及び離婚については「戸籍法」により、死産については「死産の届出に関する規定」によって、それぞれ市町長に届け出られる。これらの届出書に基づいて「人口動態調査票」が作成され、調査票は、地域保健活動の基礎資料として利用されるため、保健所長を経由して都道府県知事に提出され、さらに厚生労働大臣に提出される。厚生労働省では、調査票を集計して人口動態統計を作成している。

人口動態統計中の率は下記による。

$$\text{○出生率・死亡率・婚姻率・離婚率} = \frac{\text{件数}}{\text{人口}} \times 1,000$$

$$\text{○死産率(自然死産率・人工死産率)} = \frac{\text{死産(自然・人工)数}}{\text{出産(出生+死産)数}} \times 1,000$$

死産とは妊娠満12週以後の死産の出産をいう。

$$\text{○乳児(新生児・早期新生児)死亡率} = \frac{\text{乳児(新生児・早期新生児)死亡数}}{\text{出生数}} \times 1,000$$

乳児死亡とは生後1年未満の死亡、新生児死亡とは生後4週(28日)未満の死亡、早期新生児死亡とは、生後1週(7日)未満の死亡をいう。

$$\text{○周産期死亡率} = \frac{\text{妊娠満22週以後の死産数+早期新生児死亡数}}{\text{出産(出生数+妊娠満22週以後の死産数)数}} \times 1,000$$

周産期死亡とは妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたものをいう。

$$\text{○死因別死亡率} = \frac{\text{ある死因の死亡数}}{\text{人口}} \times 100,000$$

(1) 人口動態総覧

(率:人口千対)

区分	年次	出生				死亡			
		総数	率	男	女	総数	率	男	女
全 国	R1	865,239	7.0	443,430	421,809	1,381,093	11.2	707,421	673,672
	R2	840,835	6.8	430,713	410,122	1,372,755	11.1	706,834	665,921
	R3	811,622	6.6	415,903	395,719	1,439,856	11.7	738,141	701,715
	R4	770,759	6.3	395,257	375,502	1,569,050	12.9	799,420	769,630
	R5	727,288	6.0	372,603	354,685	1,576,016	13.0	802,536	773,480
県	R1	5,869	6.4	3,030	2,839	12,837	14.0	6,374	6,463
	R2	5,732	6.3	2,933	2,799	12,610	13.8	6,242	6,368
	R3	5,514	6.1	2,854	2,660	12,930	14.3	6,490	6,440
	R4	5,238	5.8	2,686	2,552	14,308	16.0	7,085	7,223
	R5	4,901	5.5	2,479	2,422	14,535	16.4	7,154	7,381
保健所	R1	416	5.9	225	191	1,030	14.7	504	526
	R2	431	6.2	225	206	1,035	14.9	492	543
	R3	379	5.5	199	180	1,029	15.0	517	512
	R4	370	5.5	183	187	1,131	16.7	560	571
	R5	349	5.3	169	180	1,111	16.7	543	568
有田市	R1	137	5.2	77	60	374	14.1	193	181
	R2	127	4.8	67	60	354	13.4	173	181
	R3	127	4.9	67	60	366	14.1	175	191
	R4	117	4.6	54	63	420	16.5	206	214
	R5	120	4.8	57	63	402	16.1	197	205
湯浅町	R1	57	5.0	27	30	160	14.1	79	81
	R2	59	5.3	34	25	180	16.2	90	90
	R3	55	5.1	27	28	203	18.6	111	92
	R4	49	4.6	22	27	178	16.7	92	86
	R5	39	3.7	21	18	195	18.7	94	101
広川町	R1	29	4.3	15	14	100	14.8	50	50
	R2	31	4.6	14	17	94	14.0	45	49
	R3	26	3.9	12	14	97	14.5	50	47
	R4	28	4.2	18	10	108	16.4	54	54
	R5	22	3.4	16	6	116	18.0	58	58
有田川町	R1	193	7.6	106	87	396	15.5	182	214
	R2	214	8.5	110	104	407	16.2	184	223
	R3	171	6.8	93	78	363	14.5	181	182
	R4	176	7.1	89	87	425	17.1	208	217
	R5	168	6.8	75	93	398	16.2	194	204

(その2)

区分	年次	乳児死亡				新生児死亡		死産			
		総数	率	男	女	総数	率	総数	率	自然	人工
全国	R1	1,654	1.9	892	762	755	0.9	19,454	22.5	8,997	10,457
	R2	1,512	1.8	800	712	704	0.8	17,278	20.1	8,188	9,090
	R3	1,399	1.7	762	637	506	0.6	16,277	19.7	8,082	8,195
	R4	1,356	1.8	735	621	609	0.8	15,179	19.3	7,391	7,788
	R5	1,326	1.8	696	630	600	0.8	15,534	20.9	7,152	8,382
県	R1	7	1.2	1	6	2	0.3	124	21.1	44	80
	R2	8	1.4	3	5	2	0.3	111	19.0	45	66
	R3	15	2.7	8	7	4	0.6	91	16.2	39	52
	R4	9	1.7	6	3	3	0.6	112	20.9	59	53
	R5	7	1.4	2	5	3	0.6	96	19.2	41	55
保健所	R1	-	-	-	-	-	-	8	19.2	2	6
	R2	1	2.3	-	1	-	-	9	20.5	5	4
	R3	1	2.6	1	-	-	-	5	13.0	4	1
	R4	1	2.7	1	-	-	-	10	26.3	6	4
	R5	1	2.9	-	1	1	2.9	3	8.5	2	1
有田市	R1	-	-	-	-	-	-	1	7.3	-	1
	R2	-	-	-	-	-	-	2	15.5	1	1
	R3	-	7.9	-	-	-	-	2	15.5	2	-
	R4	-	-	-	-	-	-	2	16.8	1	1
	R5	1	8.3	-	1	1	8.3	1	8.3	1	-
湯浅町	R1	-	-	-	-	-	-	1	17.5	-	-
	R2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	R3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	R4	1	20.4	1	-	-	-	1	20.0	-	1
	R5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広川町	R1	-	-	-	-	-	-	1	34.5	-	1
	R2	-	-	-	-	-	-	1	31.3	1	-
	R3	-	-	-	-	-	-	1	37.0	1	-
	R4	-	-	-	-	-	-	1	34.5	1	-
	R5	-	-	-	-	-	-	1	43.5	-	1
有田川町	R1	-	-	-	-	-	-	5	25.9	2	3
	R2	1	4.7	-	1	-	-	6	27.3	3	3
	R3	-	-	-	-	-	-	2	11.6	1	1
	R4	-	-	-	-	-	-	6	33.0	4	2
	R5	-	-	-	-	-	-	1	5.9	1	-

(その3)

区分	年次	周産期死亡						婚姻		離婚	
		総数	率	妊娠満22週以降の死産	率	早期新生児死亡	率	総数	率	総数	率
全国	R1	2,955	3.4	2,377	2.7	578	0.7	599,007	4.8	208,496	1.7
	R2	2,664	3.2	2,112	2.5	552	0.7	525,507	4.3	193,253	1.6
	R3	2,741	3.4	2,235	2.8	506	0.6	501,138	4.1	184,384	1.5
	R4	2,527	3.3	2,061	2.7	466	0.6	504,903	4.1	179,099	1.5
	R5	2,404	3.3	1,943	2.7	461	0.6	474,741	3.9	183,814	1.5
県	R1	14	2.4	13	2.2	1	0.2	3,860	4.2	1,595	1.7
	R2	20	3.5	18	3.1	2	0.3	3,527	3.8	1,529	1.7
	R3	12	2.2	9	1.6	3	0.5	3,264	3.6	1,442	1.6
	R4	23	4.4	20	3.8	3	0.6	3,193	3.6	1,386	1.5
	R5	16	3.3	13	2.7	3	0.6	2,944	3.3	1,466	1.7
保健所	R1	1	2.4	1	2.4	-	-	259	3.7	117	1.7
	R2	-	-	-	-	-	-	251	3.6	82	1.2
	R3	-	-	-	-	-	-	236	3.4	87	1.3
	R4	3	8.0	3	8.1	-	-	208	3.1	106	1.6
	R5	2	5.7	1	2.9	1	2.9	206	3.1	108	1.6
有田市	R1	-	-	-	-	-	-	104	3.9	35	1.3
	R2	-	-	-	-	-	-	91	3.4	37	1.4
	R3	-	-	-	-	-	-	90	3.5	42	1.6
	R4	1	8.5	1	8.5	-	-	72	2.8	34	1.3
	R5	1	8.3	-	-	1	8.3	65	2.4	40	1.6
湯浅町	R1	-	-	-	-	-	-	40	3.5	24	2.1
	R2	-	-	-	-	-	-	34	3.1	9	0.8
	R3	-	-	-	-	-	-	34	3.1	12	1.1
	R4	-	-	-	-	-	-	37	3.5	13	1.2
	R5	-	-	-	-	-	-	32	3.1	11	1.1
広川町	R1	-	-	-	-	-	-	25	3.7	11	1.6
	R2	-	-	-	-	-	-	16	2.4	2	0.3
	R3	-	-	-	-	-	-	24	3.6	9	1.3
	R4	1	35.7	1	35.7	-	-	18	2.7	10	1.5
	R5	-	-	-	-	-	-	15	2.3	10	1.5
有田川町	R1	1	5.2	1	5.2	-	-	90	3.5	47	1.9
	R2	-	-	-	-	-	-	110	4.4	34	1.4
	R3	-	-	-	-	-	-	88	3.5	24	1.0
	R4	1	5.7	1	5.7	-	-	81	3.3	49	2.0
	R5	1	6.0	1	6.0	-	-	94	3.8	47	1.9

(2) 選択死因別死亡数(率)

区分	年次	全死因		結核		悪性新生物		糖尿病	
		数	率	数	率	数	率	数	率
全 国	R1	1,381,093	1,116.2	2087	1.7	376,425	304.2	13,846	11.2
	R2	1,372,755	1,112.5	1909	1.5	378,385	306.6	13,902	11.3
	R3	1,439,856	1,172.7	1845	1.5	381,505	310.7	14,356	11.7
	R4	1,569,050	1,285.8	1664	1.4	385,797	316.1	15,927	13.1
	R5	1,576,016	1,300.4	1587	1.3	382,504	315.6	15,448	12.7
県	R1	12,837	1,398.4	20	2.2	3,305	360.0	111	12.1
	R2	12,610	1,376.4	17	1.9	3,296	359.8	89	9.7
	R3	12,930	1,425.6	11	1.2	3,297	363.5	113	12.5
	R4	14,308	1,596.9	12	1.3	3,341	372.9	118	13.2
	R5	14,535	1,644.2	12	1.4	3,286	14.9	132	14.9
保健所	R1	1,030	1,471.7	4	5.7	236	337.2	11	15.7
	R2	1,035	1,491.5	1	1.4	239	344.4	4	5.8
	R3	1,029	1,497.8	-	-	260	378.4	4	5.8
	R4	1,131	1,674.5	-	-	236	349.4	9	13.3
	R5	1,111	1,671.4	-	-	244	367.1	9	13.5
有田市	R1	374	1,414.8	1	3.8	95	359.4	5	18.9
	R2	354	1,341.4	1	3.8	91	344.8	2	7.6
	R3	366	1,406.2	-	-	103	395.7	1	3.8
	R4	420	1,648.2	-	-	91	357.1	4	15.7
	R5	402	1,606.6	-	-	97	387.7	5	20.0
湯浅町	R1	160	1,410.9	-	-	44	388.0	2	17.6
	R2	180	1,624.0	-	-	41	369.9	-	-
	R3	203	1,864.1	-	-	61	560.1	-	-
	R4	178	1,668.1	-	-	43	403.0	1	9.4
	R5	195	1,866.9	-	-	36	344.7	-	-
広川町	R1	100	1,483.2	-	-	14	207.7	1	14.8
	R2	94	1,395.3	-	-	28	415.6	-	-
	R3	97	1,446.7	-	-	19	283.4	1	14.9
	R4	108	1,638.1	-	-	31	470.2	1	15.2
	R5	116	1,796.8	-	-	23	365.6	2	31.0
有田川町	R1	396	1,554.6	3	11.8	83	325.8	3	11.8
	R2	407	1,616.2	-	-	79	314	2	8
	R3	363	1,447.4	-	-	77	307	2	8
	R4	425	1,713.9	-	-	71	286	3	12
	R5	398	1,621.3	-	-	88	358.5	2	8.1

(率：人口10万対)

(その2)

区分	年次	高血圧性疾患		心疾患(高血圧性を除く)		脳血管疾患		大動脈瘤及び解離		肺炎	
		数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
全 国	R1	9,549	7.7	207,714	167.9	106,552	86.1	18,830	15.2	95,518	77.2
	R2	10,003	8.1	205,596	166.6	102,978	83.5	18,795	15.2	78,450	63.6
	R3	10,223	8.3	214,710	174.9	104,595	85.2	19,351	15.8	73,194	59.6
	R4	11,655	9.6	232,964	190.9	107,481	88.1	19,987	16.4	74,013	60.7
	R5	11,396	9.4	231,148	190.7	104,533	86.3	20,033	16.5	75,753	62.5
県	R1	52	5.7	2,278	248.1	795	86.6	144	15.7	996	108.5
	R2	58	6.3	2,094	228.6	808	88.2	159	17.4	812	88.6
	R3	60	6.6	2,080	229.3	774	85.3	166	18.3	713	78.6
	R4	76	8.5	2,277	254.1	859	95.9	148	16.5	759	84.7
	R5	64	7.2	2,432	275.1	829	93.8	161	18.2	841	95.1
保健所	R1	3	4.3	299	427.2	64	91.4	13	18.6	81	115.7
	R2	8	11.5	261	376.1	66	95.1	6	8.6	58	83.6
	R3	3	4.4	261	379.9	55	80.1	13	18.9	55	80.1
	R4	6	8.9	265	392.3	63	93.3	8	11.8	58	85.9
	R5	6	9.0	281	422.2	56	84.2	6	9.0	59	88.8
有田市	R1	2	7.6	77	291.3	22	83.2	8	30.3	34	128.6
	R2	3	11.4	63	238.7	21	79.6	2	7.6	15	56.8
	R3	1	3.8	261	215.2	55	69.2	13	23.1	18	69.2
	R4	3	11.8	84	329.6	33	129.5	3	11.8	21	82.4
	R5	3	12.0	64	255.8	23	91.9	1	4.0	24	95.9
湯浅町	R1	-	-	55	485.0	6	52.9	-	-	12	105.8
	R2	1	9.0	60	541.3	9	81.2	3	27.1	12	108.3
	R3	1	9.0	56	606.1	18	91.8	6	27.5	9	82.6
	R4	1	9.4	42	393.6	9	84.3	1	9.4	9	84.3
	R5	1	9.6	89	852.1	3	28.7	-	-	5	47.9
広川町	R1	-	-	45	667.5	7	103.8	1	14.8	2	29.7
	R2	-	-	22	326.6	3	44.5	-	-	6	89.1
	R3	-	-	25	372.9	6	89.5	-	-	4	59.7
	R4	-	-	27	409.5	2	30.3	2	30.3	4	60.7
	R5	-	-	27	418.2	6	92.9	2	31.0	2	31.0
有田川町	R1	1	3.9	122	479.0	29	113.9	4	15.7	33	129.6
	R2	4	15.9	116	460.6	33	131.0	1	4.0	25	99.3
	R3	2	8.0	114	454.5	21	83.7	4	15.9	24	95.7
	R4	2	8.1	112	451.7	19	76.6	2	8.1	24	96.8
	R5	2	8.1	101	411.4	24	97.8	3	12.2	28	114.1

(その3)

区分	年次	慢性閉塞性肺疾患		喘息		肝疾患		腎不全	
		数	率	数	率	数	率	数	率
全国	R1	17,836	14.4	1,481	1.2	17,273	14.0	26,644	21.5
	R2	16,125	13.1	1,158	0.9	17,688	14.3	26,948	21.8
	R3	16,384	13.3	1,038	0.8	18,017	14.7	28,688	23.4
	R4	16,676	13.7	1,004	0.8	18,896	15.5	30,739	25.2
	R5	16,941	14.0	1,089	0.9	18,638	15.4	30,208	24.9
県	R1	195	21.2	16	1.7	136	14.8	298	32.5
	R2	164	17.9	11	1.2	162	17.7	288	31.4
	R3	148	16.3	8	0.9	142	15.7	290	32.0
	R4	161	18.0	8	0.9	162	18.1	339	37.8
	R5	148	16.7	7	0.8	177	20.0	313	35.4
保健所	R1	13	18.6	1	1.4	10	14.3	16	22.9
	R2	13	18.7	-	-	13	18.7	20	28.8
	R3	9	13.1	-	-	7	10.2	30	43.7
	R4	12	17.8	-	-	11	16.3	32	47.4
	R5	12	18.1	-	-	13	19.6	26	39.1
有田市	R1	5	18.9	-	-	7	26.5	2	7.6
	R2	8	30.3	-	-	5	18.9	6	22.7
	R3	-	-	-	-	5	19.2	10	38.4
	R4	5	19.6	-	-	2	7.8	13	51.0
	R5	5	20.0	-	-	3	12.0	10	40.0
湯浅町	R1	4	35.3	1	8.8	1	8.8	3	26.5
	R2	3	27.1	-	-	1	9.0	2	18.0
	R3	3	27.5	-	-	1	9.2	3	27.5
	R4	2	18.7	-	-	3	28.1	6	56.2
	R5	2	19.1	-	-	5	47.9	3	28.7
広川町	R1	1	14.8	-	-	-	-	1	14.8
	R2	-	-	-	-	1	14.8	2	29.7
	R3	1	14.9	-	-	1	14.9	4	59.7
	R4	1	15.2	-	-	1	15.2	2	30.3
	R5	-	-	-	-	2	31.0	4	62.0
有田川町	R1	3	11.8	-	-	2	7.9	10	39.3
	R2	2	7.9	-	-	6	23.8	10	39.7
	R3	5	19.9	-	-	-	23.8	13	51.8
	R4	4	16.1	-	-	5	20.2	11	44.4
	R5	5	20.4	-	-	3	12.2	9	36.7

(その4)

区分	年次	老 衰		不慮の事故		自 殺		その他の死因	
		数	率	数	率	数	率	数	率
全 国	R1	121,836	98.5	39,184	31.7	19,425	15.7	306,866	248.0
	R2	132,440	107.3	38,133	30.9	20,243	16.4	310,002	251.2
	R3	152,027	123.8	383,555	31.2	20,291	16.5	345,277	281.2
	R4	179,529	147.1	43,420	35.6	21,252	17.4	408,036	334.4
	R5	189,919	156.7	44,440	36.7	21,037	17.4	411,342	339.4
県	R1	1,357	147.8	399	43.5	160	17.4	2,575	280.5
	R2	1,476	161.1	357	39.0	151	16.5	2,668	291.2
	R3	1,620	178.6	428	47.2	186	20.5	2,894	319.1
	R4	1,968	219.6	435	48.5	176	19.6	3,469	387.2
	R5	1,993	225.5	447	50.6	193	21.8	3,500	395.9
保健所	R1	86	122.9	28	40.0	10	14.3	155	221.5
	R2	96	138.3	23	33.1	9	13.0	218	314.2
	R3	82	119.4	31	45.1	20	29.1	199	289.7
	R4	114	168.8	37	54.8	17	25.2	263	389.4
	R5	102	153.5	47	70.7	11	16.5	239	359.6
有田市	R1	34	128.6	11	41.6	5	18.9	66	249.7
	R2	34	128.8	3	11.4	5	18.9	95	360.0
	R3	38	146.0	11	42.3	13	49.9	86	330.4
	R4	40	157.0	19	74.6	4	15.7	98	384.6
	R5	48	191.8	26	103.9	4	16.0	89	355.7
湯浅町	R1	9	79.4	5	44.1	1	8.8	17	149.9
	R2	19	171.4	3	27.1	-	-	26	234.6
	R3	11	101.0	5	45.9	1	9.2	30	275.5
	R4	14	131.2	5	46.9	3	28.1	39	365.5
	R5	10	95.7	5	47.9	1	9.6	35	335.1
広川町	R1	4	59.3	4	59.3	1	14.8	19	281.8
	R2	8	118.7	6	89.1	2	29.7	16	237.5
	R3	6	89.5	2	29.8	1	14.9	27	402.7
	R4	9	136.5	1	15.2	2	30.3	25	379.2
	R5	7	108.4	6	92.9	1	15.5	34	526.6
有田川町	R1	39	153.1	8	31.4	3	11.8	53	208.1
	R2	35	139.0	11	43.7	2	7.9	81	321.7
	R3	27	107.7	13	51.8	5	19.9	56	223.3
	R4	51	205.7	12	48.4	8	32.3	101	407.3
	R5	37	150.7	10	40.7	5	20.4	81	330.0

(3) 悪性新生物の部位別死亡数

区分	年次	食道		胃		気管・肺		大腸		肝等		乳房	子宮
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	女	女
全国	R1	9,571	2,048	28,043	14,888	53,338	22,056	27,416	24,004	16,750	8,514	14,839	6,804
	R2	8,978	2,003	27,771	14,548	53,247	22,338	27,718	24,070	16,271	8,568	14,650	6,808
	R3	8,864	2,094	27,196	14,428	53,278	22,934	28,080	24,338	15,913	8,189	14,803	6,818
	R4	8,790	2,128	26,455	14,256	53,750	22,913	28,099	24,989	15,717	7,903	15,912	7,157
	R5	8,647	2,103	25,325	13,446	52,908	22,854	27,936	25,195	15,226	7,682	15,629	7,137
県	R1	73	21	251	160	514	200	250	175	171	85	122	52
	R2	62	24	231	125	497	227	229	203	161	87	119	59
	R3	85	20	268	133	484	211	252	184	160	84	106	59
	R4	75	23	238	109	518	222	225	200	172	70	107	56
	R5	79	17	215	110	475	192	244	227	152	59	97	46
保健所	R1	5	1	14	6	41	19	17	19	11	8	4	4
	R2	5	2	13	10	48	18	13	16	12	4	8	1
	R3	6	3	16	10	34	24	17	13	11	8	7	2
	R4	5	1	12	5	45	22	14	10	5	3	12	4
	R5	6	2	17	6	44	12	14	17	11	3	7	2
有田市	R1	3	-	5	1	16	4	8	9	5	5	1	2
	R2	3	2	5	2	22	4	4	7	4	1	3	1
	R3	3	1	6	3	12	7	6	7	6	6	2	1
	R4	1	-	7	1	20	5	4	6	2	2	5	1
	R5	3	1	7	1	11	5	7	9	3	2	2	-
湯浅町	R1	1	-	3	1	8	5	4	3	1	3	-	-
	R2	-	-	-	2	8	6	1	2	6	1	1	-
	R3	1	1	2	2	13	9	2	3	2	2	3	1
	R4	1	-	4	-	3	6	2	2	-	-	1	2
	R5	-	1	1	1	8	-	2	1	4	-	1	1
広川町	R1	-	-	1	1	4	1	0	1	1	-	-	-
	R2	1	-	-	1	5	4	4	1	1	1	-	-
	R3	-	-	2	1	4	2	1	1	1	-	1	-
	R4	-	-	1	2	5	1	3	-	2	1	3	1
	R5	1	-	2	-	6	1	-	2	1	-	2	-
有田川町	R1	1	1	5	3	13	9	5	6	4	-	3	2
	R2	1	-	8	5	13	4	4	6	1	1	4	-
	R3	2	1	6	4	5	6	8	2	2	-	1	-
	R4	-	1	-	2	17	10	5	2	1	-	3	-
	R5	2	-	7	4	20	6	5	5	3	1	3	1

健康グループ

1 精神保健福祉対策

保健所では、医療機関、市町村、障害福祉サービス事業所等との連携のもと、精神障害者の保健、福祉の増進と県民の精神保健に対する意識の向上を目指して、精神保健福祉対策事業を実施している。

(1) こころの健康相談

精神科の嘱託医師が相談に応じる。精神神経科を受診できずにお悩みの方や家族の方が対象である。状況に応じて家庭訪問も行っている。

日時と担当医師 13:30～ 予約制
 第2水曜日 県立こころの医療センター 古田医師
 第4火曜日 〃 長沖医師

(2) 精神障害者家族教室

精神障害者の家族を対象とし、精神科医やその他関連部門の講師を招いて、病気の理解や支援の仕方について一緒に学習していく会である。

令和6年度「精神障害者家族教室」開催状況

実施年月日	内 容	参加者数
令和7年 3月5日	講演 「ひきこもり状態にある人の理解と対応」 講師 NPO 法人ヴィダリブレ理事長・和歌山大学名誉教授・和歌山県立医科大学医学部非常勤講師 宮西 照夫 先生	23人

(3) 精神保健福祉法に基づく診察業務状況

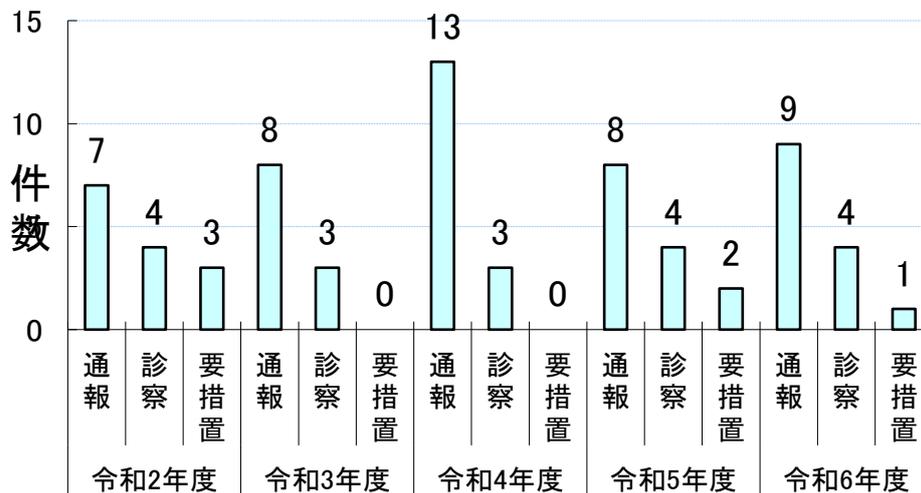
警察官通報（精神保健福祉法第23条通報）に基づく対応の状況は、下記のとおり。

※その他の通報

検察官通報（精神保健福祉法第24条）は2件

一般通報（精神保健福祉法第22条）は実績なし

警察官通報における措置診察の状況



(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

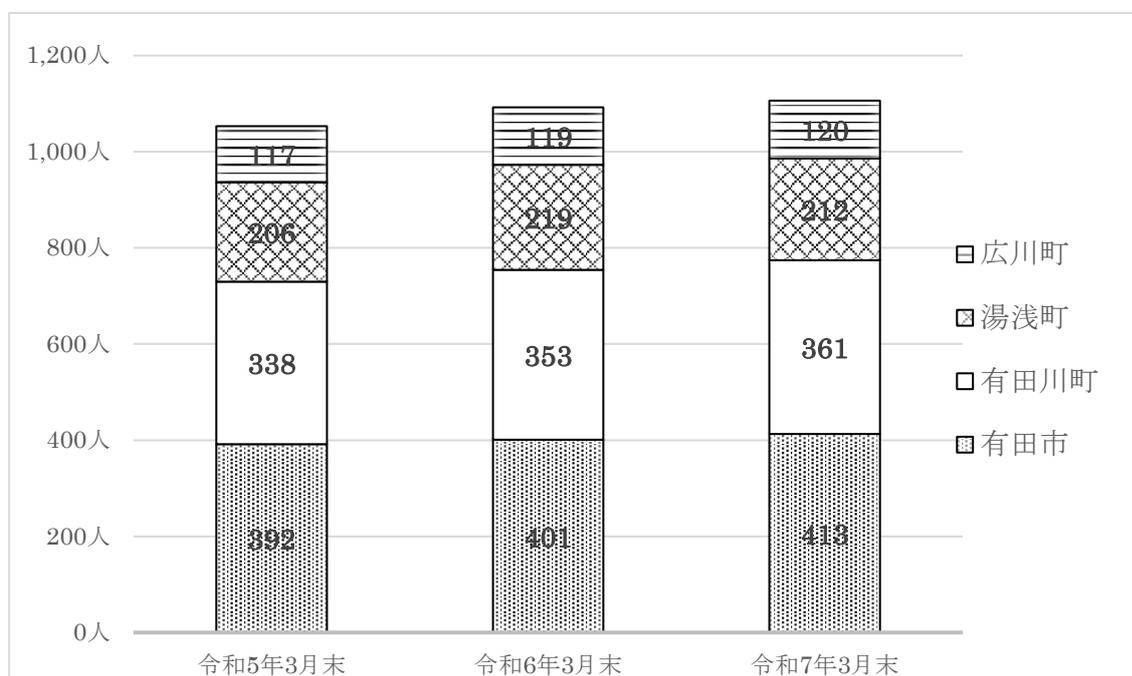
手帳の交付を受けた方に対して各種の支援策を講じやすくし、自立と社会参加の促進を図ることを目的として平成7年9月に精神障害者保健福祉手帳制度が創設された。申請窓口は市町村となっている。

(人)

	令和5年3月31日現在				令和6年3月31日現在				令和7年3月31日現在			
	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計
有田市	18	124	101	243	19	123	121	263	20	120	128	268
湯浅町	4	45	57	106	6	49	60	115	6	53	63	122
広川町	6	27	19	52	6	29	26	61	5	33	23	61
有田川町	15	76	74	165	15	73	89	177	12	89	91	192
湯浅保健所管内	43	272	251	566	46	274	296	616	43	295	305	643
(参考)和歌山県	766	4,419	4,687	9,872	756	4,629	5,170	10,555	736	4,856	5,474	11,066

(5) 自立支援医療（精神通院）受給者数

通院による精神医療を継続する必要がある方の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度で、申請窓口は市町村となっている。



2 保健師活動

地域住民の健康の保持増進や疾病予防、並びに障害者や家族を対象に健康の回復や社会復帰の促進を目的として、母子保健、成人保健、結核、感染症、難病、高齢者対策及び精神保健対策等の活動を行っている。

保健所保健師は、市町保健師ほか関係機関と連携をとりながら、保健・福祉サービスを提供している。

(1) 管内保健師就業状況

(令和7年4月1日現在)

保健所	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	計
8	16	7	5	13	49

(2) 看護学生等の実習指導

保健所における地域保健活動の実際を学び、地域医療チーム(医師・保健師・助産師・看護師等)の相互関係の重要性を理解すると共に、それぞれの果たす役割を市町保健師等の協力を得ながら指導している。

(令和6年度)

日 程	学 校 名	人 数	備 考
4月22日～4月25日	東京医療保健大学 (和歌山看護学部)	5名	湯浅町
5月13日～5月31日	県立医科大学保健看護学部 公衆衛生看護実習Ⅱ	10名	有田市 4名 広川町 4名
5月28日、6月14日	県立医科大学助産学専攻科	2名	有田川町
7月16日～8月2日	東京医療保健大学 (和歌山看護学部)	5名	湯浅町
9月26日～9月27日	県立医科大学保健看護学部 統合実習Ⅰ	14名	
令和7年 2月3日～2月14日	県立医科大学保健看護学部 公衆衛生看護実習Ⅰ	8名	湯浅町 4名 有田川町 4名
2月19日、2月20日	和歌山県立高等看護学院	10名	

3) 保健福祉業務研究会の開催

管内市町及び保健所の保健福祉関係者の資質向上と、相互の連携強化を図ることを目的に実施している。

【令和6年度開催状況】

開催年月日	内 容	参加者数
令和6年 5月10日 (金)	「実践活動報告」 各市町、保健所 (助言者) 湯浅保健所 北内所長	保健師 15名
6月7日 (金)	「性教育の実践活動」 浜野母乳育児相談室 浜野 優子 先生	保健師等 20名
7月5日 (金)	「発達障害者(小・中学校、高校生)への対応について」 ～ひきこもり予防の観点から～ 和歌山県発達障害者支援センター ポラリス 松井 景子 先生、栗山 嘉子 先生	保健師 20名
8月2日 (金)	「地区診断について」 学校法人京都育英館 京都看護大学大学院 看護学研究科 准教授 石井敦子先生	保健師 17名
9月6日 (金)	「高血圧(重症化)予防について」 ～オレンジパワープランⅢの推進にむけた取組～ 公立大学法 和歌山県立医科大学 医学部 衛生学講座 医学部 衛生学講座 准教授 東山 綾 先生	保健師 18名
10月4日 (金)	「世代間連鎖による虐待予防について」 ～虐待を受けている児童及びその家族への支援～ 和歌山児童家庭支援センター きずな センター長 武田 麻里 先生	保健師 21名
11月1日 (金)	「医療的ケア児等の災害時支援について」 株式会社 アシテック・オコ 小林 大作 先生	保健師等 17名
12月6日 (金)	「マインにおける活動・支援について」 和歌山県 DV 相談支援センター 坂口 敦子 先生	保健師 19名
令和7年 2月7日 (金)	「令和6年度の評価及び令和7年度計画について」	保健師 17名

3 健康増進対策

21世紀における国民の健康づくり運動「健康日本21」が平成12年に策定され、またこの「健康日本21」を推進していくための法的根拠となる健康増進法が、平成15年5月に施行された。

和歌山県でも平成13年に「元気わかやま行動計画」を策定し、市町村や関係機関等と連携して、県民の健康づくり運動に取り組んできた。

国においては、平成18年6月の医療制度改革関連法において、医療保険者のメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導の実施が義務づけられた。

平成24年7月には、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」

～健康日本21(第二次)～の全部改正が告示され、生活習慣病の一次予防と重症化防止、健康寿命の延伸に加え、地域間や社会階層間の健康格差の縮小などに取り組むことが示された。

和歌山県では、これまでの取組を検証するとともに、生活習慣改善のための目標値や行動目標等の中間評価を行い、平成24年度までの第二次和歌山県健康増進計画を策定し、「健康長寿日本一わかやま」の実現を目指し、健康づくり事業を進めてきた。また、平成26年3月には第三次和歌山県健康増進計画が策定され、県民にわかりやすく目標を設定し、令和5年度まで県民の健康づくりを総合的に推進してきた。

国では、令和5年5月31日に健康日本21(第三次)が告示され、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンに掲げ、「誰一人取り残さない健康づくり」と「より実効性をもつ取組の推進」に重点を置いて進めることとしている。

和歌山県では、令和6年3月に第四次和歌山県健康増進計画が策定され、「全ての県民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」を目指して、令和17年度まで県の健康づくりに関する取組を進めることとしている。

(1) 健康日本21有田保健医療圏域計画(オレンジパワープラン)の推進

全ての国民が健康で明るく元気に生活できる社会を目指して、健康寿命の延長、生活の質の向上を図る、国民健康づくり運動「健康日本21」の有田地域版として、平成16年3月末、健康日本21有田保健医療圏域計画(オレンジパワープラン)を策定した。オレンジパワープランは4つの目標分野(1. 栄養・食生活、2. こころの健康づくり、3. 嗜好品(酒・たばこ)、4. 健康管理)に絞り、地域住民の方々や行政が取り組む方向性と10年後の目標値を設定した。

平成26年3月には、「オレンジパワープランⅡ～2013～」を策定した。第2次計画では、第1次計画の課題目標について評価を行い、次の10年に向けて新たな目標値を設定して、令和5年度まで地域住民の健康づくり推進に向け、様々な事業を実施してきた。

令和6年3月には、「オレンジパワープランⅢ～2024～」を策定した。第3次計画では、第2次計画の課題目標についての評価や新たな健康課題を基にして、次の12年間に向けての新たな課題目標や目標値を設定し、地域住民の健康づくり対策に積極的に取り組むこととしている。また、第3次計画では、令和11年度に中間評価を実施する予定である。

(2) 地域・職域・学域保健連携推進協議会

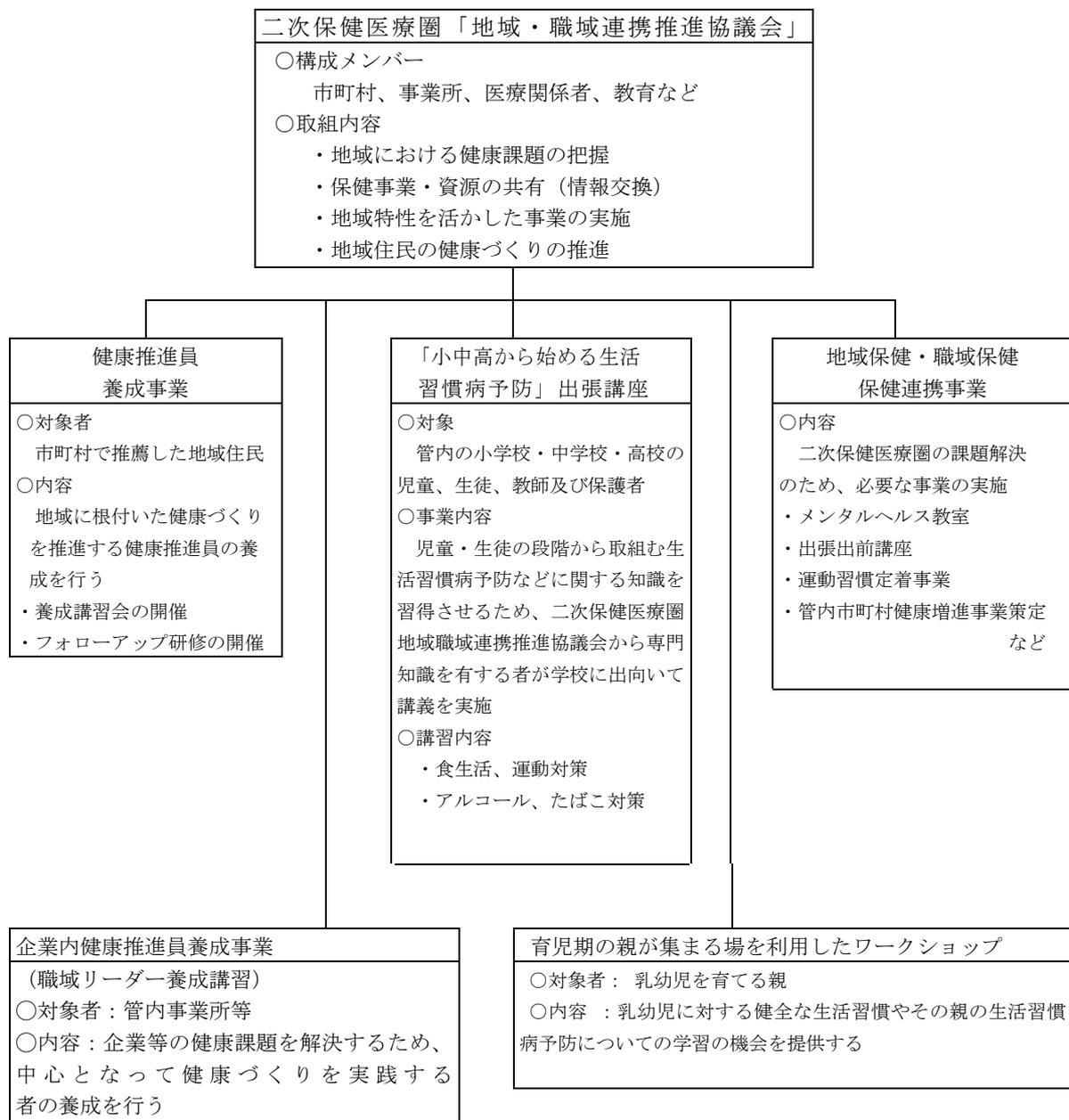
住民の生命や健康を脅かす主要な疾患となっている生活習慣病(がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等)を予防するためには、一人ひとりの主体的な健康づくりへの取組に加え、地域保健や職域保健、学校保健の関係機関・団体が実施する健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業により、継続した健康管理を支援することも必要である。

このため、地域保健、職域保健及び学校保健の連携により、健康づくりのための健康情報の共有や保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制の整備・充実を図ることを目的に、平成20年3月13日有田地方地域・職域・学域保健連携推進協議会を設置し、事業を実施している。

～協議会構成団体～

一般社団法人有田市医師会		
一般社団法人有田医師会		
有田歯科医師会		
有田薬剤師会		
公益社団法人和歌山県看護協会有田地区支部		
公益社団法人和歌山県栄養士会（地域活動部会）		
有田食生活改善推進協議会		
和歌山県母と子の健康づくり運動協会有田支部		
全国健康保険協会和歌山支部		
職域保健関係機関	大規模事業所代表	ENEOS株式会社和歌山製造所 三菱電線工業株式会社箕島製作所 和歌山県農業協同組合ありだ地域本部
	紀州有田商工会議所	
	各町商工会（湯浅、広川、有田川）	
	市役所、各町役場、振興局（衛生管理者等 地域保健分野と兼任）	
学校保健関係機関	各市町教育委員会	
地域保健関係機関	各市町（保健事業担当・国民健康保険担当）	
	湯浅保健所	

「健康長寿のための地域・職域連携事業」の概要



令和6年度 健康長寿のための地域・職域連携事業実施状況

事業名		月日等	内 容
二次保健 医療圏域 職域連携	委員会	令和6年 7月11日	令和5年度事業報告について 令和6年度事業計画について 他
	リーディンググループ	令和6年 7月11日	働き世代の現状、今後の取組について 他
「小・中・高から始める生活習慣病予防」出張講座		令和6年7月 ～ 令和7年1月	〈児童・生徒対象〉管内小中学校 19回 655名 内容：たばこ健康(防煙教室)、歯と口の健康づくり啓発 講師：各市町担当職員、薬剤師会会員
がん検診受診率向上への取組		令和6年8月 ～ 令和7年2月	各種研修会等でがん検診啓発用パンフレット等を配布
健康推進員養成講習会		令和6年 9月17日	修了認定者 19名 (有田市11名、湯浅町3名、広川町2名、有田川町3名) 内容：(1)市町住民の健康及び検診等の状況 (2)地域の健康課題(討議) (3)健康増進計画 (4)生活習慣病予防 (5)身体活動・運動(理論と実践)
健康推進員フォローアップ研修会		令和6年 8月20日	39名 内容：講演「自宅でできる簡単運動」 講師：健康運動指導士 くわばら りみ 氏
育児期の親が集まる場を利用したワークショップ		令和6年8月 ～10月	内容：ベビーマッサージ、こどもの事故予防教室、マタニティ・産後ヨガ教室等に参加した母親と乳幼児に「食育まな板」75個を配布し、食育(減塩)を啓発
職域リーダー養成講習		令和7年 2月21日	内容：講演「小さな工夫でよりよい食生活へ」 講師：認定栄養ケア・ステーション古久保薬局～にじいろ～ 管理栄養士 古久保 智子 氏
地域・職域保健連携事業「メンタルヘルス教室」		令和6年 11月8日	25名 内容：講演「自分のトリセツ」 講師：和歌山産業保健総合支援センター 相談員(公認心理師) 松本 裕子 氏

(3) 喫煙対策

平成12年度に策定した「和歌山県たばこ対策指針」に基づき、世界禁煙デーにあわせた禁煙啓発や未成年への防煙対策等を実施している。

実施年月日・場所	内 容
令和6年5月31日 管内各市町	世界禁煙デー啓発 ウェットティッシュ 1,200個配布 食生活改善推進員

(4) 栄養・食育対策の推進

地域における健康づくり及び食生活改善の推進の中で、保健所は管内における関係機関や関係団体等との連携を強化及び充実するため、中核的な機関としての役割を担うとともに、市町に対する技術的支援を通じ、管内の健康づくり及び食生活改善の拠点としての役割を担っている。

ア 栄養リーダー研修会

医療制度改革や介護保険制度の改正をはじめ食育基本法の施行等、保健・医療・

福祉を取り巻く環境は大きく変わっていることにより、これからの栄養士の業務のあり方に緊急な対応が求められている。このことから市町栄養士及び在宅栄養士に対し、諸般のニーズに対応できるよう研修を行っている。

イ 栄養改善事業

住民の健康保持増進を図るために必要な栄養指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを実施している。

	栄養指導	再掲		運動指導	再掲	休養指導	禁煙指導
		病態別	訪問				
個別延人	0	0	0	0	0	0	0
集団延人	0	0	0	112	0	0	146

(令和6年度地域保健・健康増進事業報告より)

ウ 食生活改善推進員活動支援

食生活改善推進員とは、保健所や市町村で行う養成事業を卒業した後、地域でボランティア事業を行う者で、現在有田管内では69名(R7.4.1現在)が活動し、市町協議会組織、保健所単位組織を持っている。一人ひとりの力が結集され、組織の力となり、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに活動を行っている。組織で、県民の生涯における健康づくりを、「食」を通じて地域に推進していただくための支援をしている。

主な活動は、定期的な研修に加え、各市町において食生活改善、健診受診勧奨等の普及啓発、地域の健康づくり事業を積極的に実施している。

(a) 主な伝達講習会等 (令和6年度)

令和6年4月 健康ハイキング (湯浅町)

令和7年2月 すこやか懇親会 (広川町)

このほかに各市町協議会で、地域の実情に即した事業や活動を展開している。

(b) 令和6年度管内市町協議会活動状況集計

支部名	こどもの健康・食生活		若者・働き世代の健康・食生活		高齢者の健康・食生活		その他		総数	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
有田市	13	49	5	11	9	19	22	300	49	379
湯浅町	2	51	0	0	0	0	5	46	7	97
広川町	1	10	0	0	1	20	13	556	15	586
有田川町	7	26	23	132	12	158	151	259	193	575
計	23	136	28	143	22	197	191	1,161	264	1,637

推進員数 計69名 (令和7年4月1日)

有田市24名 湯浅町11名 広川町11名 有田川町23名

オ 給食施設指導

健康増進法等関係法令に基づき管内の特定給食施設の把握並びに当該施設に対する技術的な指導及び助言を行うとともに、立入検査を行っている。

また特定給食施設以外の給食施設であっても、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設については、その栄養管理について必要な指導及び助言を行っている。

(a) 管内給食施設

(令和6年度末)

	管理栄養士のみの施設		どちらもある施設			栄養士のみの施設		どちらもない施設	調理師のいる施設		調理師のいない施設	
	施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数	施設数	施設数	調理師数	施設数	
特定給食施設	学 校	5	5	1	1	1	2	4	2	10	46	0
	病 院	1	3	4	7	9	0	0	0	5	17	0
	老人保健施設	2	3	1	2	1	0	0	0	3	7	0
	老人福祉施設	3	3	4	5	13	0	0	0	6	15	1
	児童福祉施設	2	2	0	0	0	5	6	6	11	33	2
	社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事 業 所	1	1	0	0	0	0	0	1	2	3	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	14	17	10	15	24	7	10	9	37	121	3
その他の施設	学 校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病 院	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	0
	老人保健施設	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	老人福祉施設	4	4	1	1	1	3	4	5	12	20	1
	児童福祉施設	0	0	0	0	0	1	1	8	7	14	2
	社会福祉施設	0	0	0	0	0	1	1	10	3	4	8
	事 業 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	計	4	4	2	2	2	5	6	25	23	39	13
合 計	18	21	12	17	26	12	16	34	60	160	16	

(b) 給食施設等指導延施設数

(令和6年度)

特 定 給 食 施 設		その他の給食施設	計
1回100食以上又は 1日250食以上	1回300食以上又は 1日750食以上		
25	12	11	48

カ 食品表示（健康増進法関係）

1) 栄養表示基準（食品表示法第4条第1項）

栄養表示基準は、一般消費者に販売する加工食品（生鮮食品は除くが、鶏卵は含む）に、日本語で栄養成分・熱量に関する表示をする場合に適用される基準である。

なお、平成27年4月1日から食品表示法が施行され、栄養表示が義務化されている。

2) 虚偽誇大広告等の禁止（健康増進法第32条の2）

健康保持増進の効果等に関する広告等について、「著しく事実に相違する」または「著しく人を誤認させる」ような表示をすることは規制の対象となる。

保健所ではこれらの表示についての相談指導等を行っている。

(5) 免許関係

令和6年度（〔 〕内は令和5年度）

	管理栄養士	栄 養 士
免許申請	3〔1〕	0〔2〕
書換申請	2〔3〕	5〔4〕
再交付申請	1〔0〕	2〔0〕

(6) みんなで実践！健康づくり運動ポイント事業

平成29年度新政策として、平成29年10月から県下全域で開始。

すべてのライフステージにおいて、運動不足は生活習慣病の原因と考えられている。生涯にわたり健康を維持するためには、運動習慣など継続した実施が大切である。

そこで県では、県民総参加の健康づくりを推進するため、自治会活動や個人運動活動にポイントを付与し、地域ぐるみで楽しく競いながら運動習慣の定着を図った。近年、歩数や移動距離によって獲得したポイント等を電子マネー等に交換できる民間のアプリケーションが多く普及してきたことから、本事業は令和6年3月31日をもって終了した。

4 成人保健対策

第二次大戦後、日本の主要死亡・疾病構造は大きく変化して来た。結核、肺炎等の感染症疾患から悪性新生物、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病が主流を占めるようになった。

昭和58年2月に老人保健法が施行され、高齢化社会の到来に備え、老人医療と保健事業を総括し、成人の健康づくりと生活習慣病を予防し、その早期発見・早期治療を行うことを目的とした総合的な保健医療サービスが提供された。

平成17年12月、政府・与党医療改革協議会は、少子高齢化、経済の低迷等環境が大きく変化する中で、将来にわたって持続可能な医療制度を再構築する必要性から「医療制度改革大綱」を取りまとめ、平成18年6月に医療制度改革関連法が公布され、老人保健法は平成20年4月に「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正された。

これにより、基本健康診査及び事後指導は、内臓脂肪症候群に着目した特定健診・特定保健指導として医療保険者に義務化され、これ以外の保健事業は健康増進法に基づき市町村が引き続き実施することとなった。

(1) 特定健康診査実施状況

糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病の予防と早期発見を目的に実施されている。ここに示したのは市町村が実施主体となっている国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査実施状況で、令和5年度の県の平均受診率38.2%に対して管内の平均受診率は38.8%である。

(令和5年度)

市町名	対象者数	受診者数	受診率	特定保健指導実施率		
				対象者数	終了者数	実施率
				A (人)	B (人)	B/A (%)
有田市	5,048	2,113	41.9	164	51	31.1
湯浅町	2,338	806	34.5	87	35	40.2
広川町	1,387	598	43.1	67	7	10.4
有田川町	4,905	1,795	36.6	163	49	30.1
計	13,678	5,312	38.8	481	142	29.5

資料) 特定健康診査・特定保健指導実施状況 (法定報告速報値)

(2) がん検診実施状況

(令和5年度)

市町名	胃がん			子宮頸がん			乳がん		
	対象者数 A(人)	受診者数 (※) B(人)	受診率 B/A (%)	対象者数 A(人)	受診者数 (※) B(人)	受診率 B/A (%)	対象者数 A(人)	受診者数 (※) B(人)	受診率 B/A (%)
有田市	7,369	1,398	19.0	7,372	1,690	22.9	5,285	801	15.2
湯浅町	3,087	430	13.9	3,118	1,016	32.6	2,278	536	23.5
広川町	1,811	360	19.9	1,878	488	26.0	1,365	278	20.4
有田川町	6,784	762	11.2	7,574	2,185	28.8	5,062	982	19.4
計	19,051	2,950	15.5	19,942	5,379	27.0	13,990	2,597	18.6

市町名	肺がん			大腸がん		
	対象者数 A(人)	受診者数 B(人)	受診率 B/A (%)	対象者数 A(人)	受診者数 B(人)	受診率 B/A (%)
有田市	10,236	1,274	12.4	10,236	1,106	10.8
湯浅町	4,427	549	12.4	4,428	535	12.1
広川町	2,662	308	11.6	2,662	309	11.6
有田川町	9,876	889	9.0	9,876	1,236	12.5
計	27,201	3,020	11.1	27,202	3,186	11.7

(※) 胃、子宮及び乳がん検診の受診者数

(当該年度受診者数) + (前年度受診者数) - (2年連続受診者数)

※各がん検診受診率について

「地域保健・健康増進事業報告(69歳以下)」に基づく(受診率=市町村がん検診受診者/対象年齢の市町村全住民)。

5 原爆被爆者対策

原爆被爆者に対する対策は、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」及び「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」の原爆2法に基づき実施されてきたが、平成7年7月より、被爆者の高齢化の進行及び環境の変化等を踏まえ、総合的な対策を講じる観点から、原爆2法を1本化して、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（被爆者援護法）」が制定され、健康手帳の交付、健康診断の実施、医療の給付、各種手当（医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当と葬祭料）の支給を実施している。

なお、令和7年3月末現在の管内の健康手帳所持者は7名である。

6 難病対策

(1) 難病法に基づく医療費等の公費負担制度

平成27年1月から難病法「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、これまでの特定疾患治療研究事業の56疾病から110疾病に拡大され、7月にはさらに306疾病に医療費助成の対象が拡充された。その後、平成29年4月1日に24疾病、平成30年に1疾病、平成31年に2疾病、令和3年に5疾病、令和6年4月に3疾病、令和7年4月に7疾病追加され、現在対象疾病数は348となる。

下表に示す病気の方は、県知事に申請し特定医療費（指定難病）受給者証交付を受けることにより、医療保険及び介護保険の自己負担分の軽減が受けられる。

各疾病ごとに認定基準が定められている。

ア 受給者証の交付を受けると、「難病法に基づき指定された医療機関」（訪問看護ステーション・保険調剤薬局を含む）で治療を受けた場合、それぞれの自己負担額の合計に対して自己負担月額上限額が適用される。月額上限額に達した場合、それ以降は月末まで自己負担は0円となる。

イ 生活保護受給者の方は自己負担はない。

難病医療法の対象となる341疾病（指定難病）及び管内医療費助成受給者数

疾患群別受給者数

令和7年3月31日現在（人）

疾患群	受給者数	主な疾患
神経・筋疾患	187	パーキンソン病 多発性硬化症／視神経脊髄炎
免疫疾患	144	全身性強皮症 全身性エリテマトーデス シェーグレン症候群
消化器疾患	110	潰瘍性大腸炎 クロウン病
骨・関節疾患	57	後縦靭帯骨化症 特発性大腿骨骨頭壊死
内分泌疾患	27	下垂体前葉機能低下症 下垂体性ADH 分泌異常症
腎・泌尿器科疾患	39	一次性ネフローゼ症候群 IgA腎症
呼吸器科疾患	30	特発性間質性肺炎 サルコイドーシス
皮膚・結合組織疾患	15	神経線維腫症 類天疱瘡

循環器疾患	17	特発性拡張型心筋症 肥大型心筋症
血液疾患	22	特発性血小板減少性紫斑病 再生不良性貧血
視覚疾患	13	網膜色素変性症
代謝疾患	11	全身性アミロイドーシス ミトコンドリア病
聴覚・平衡機能疾患	11	好酸球性副鼻腔炎
染色体異常	1	オスラー病
総計	684	

(2) 特定疾患治療研究事業

平成27年1月から特定疾患治療研究事業は以下の国指定と県指定の特定疾患を対象とした。

(国指定特定疾患)

(令和6年度管内医療費助成受給者数)

疾患番号	病名	対象範囲	受給者数(人)
5	スモン		0
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	平成26年12月までの認定患者が継続的に認定基準を満たす場合	0
32	重症急性膵炎	同上	0
38	プリオン病	(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る)	0
54	重症多形滲出性紅斑(急性期)	平成26年7月~12月の認定患者	0

以上、5つの疾患はすべて重症とみなされるため、対象患者の自己負担は生じない。

(県指定特定疾患)

(令和6年度管内医療費助成受給者数)

疾患番号	疾患名	対象の範囲	利用者数(人)
92	橋本病	18才以上で入院している方	0
95	突発性難聴	入院している方 年齢制限なし	0

ネフローゼ症候群、筋ジストロフィーは平成27年7月1日から指定難病に含まれた。

(3) 難病患者医療相談事業

保健所において、難病患者及びその家族・関係者に、医師による医療及び日常生活に係る相談、指導、助言を行っている。

令和6年度「難病患者医療相談事業」開催状況

実施年月日	内 容	参加者数
令和6年 10月18日	①講演 「自宅で楽しく過ごすために」 講師 済生会有田病院 リハビリテーションセンター 副センター長 青石 博文 先生 地域医療福祉部 部長 廣畑 直子 先生	7人

令和6年 11月5日	②講演 「パーキンソン病の最新の治療と日常生活の工夫について」 講師 和歌山県立医科大学 脳神経内科学講座 教授宮本 勝一 先生	11人
---------------	--	-----

(4) 難病対策地域協議会

難病患者支援の体制整備を図るため、医療、保健、福祉、教育、雇用等の業務に従事する者が、相互に連携を図ることで、難病患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制について協議を行うことを目的に、平成28年度に難病対策地域協議会を設置した。

令和6年度「難病対策地域協議会」開催状況

実施年月日	内 容
令和7年 1月30日	①講演 「自助・共助・公助から考える難病を有する方への具体的な災害対策」 講師 (株)アシテック・オコ 作業療法士 小林 大作 先生 ②各機関からの支援の現状報告・意見交換 ③その他

7 母子保健対策

婚前・妊娠・分娩・新生児・乳幼児期を通じて一貫した体系のもとに、母子保健事業を実施している。母子保健法の一部改正により平成9年4月から、市町村は健康診査、保健指導等の基本的な母子保健事業を実施し、都道府県（保健所）は発達につまずきのある乳幼児及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育についての指導等、専門的・技術的な母子保健事業を実施することとなった。

(1) 思春期保健事業

思春期は身体及び精神の発達面で変化の大きい時期である。昭和61年より高校生を対象に、将来の健康な生活の基盤となる健全な母性・父性の育成と、性に関する正しい知識の普及を目的に体験学習や性教育講座等を実施している。

ア 体験学習

乳幼児健診や親子教室の見学、赤ちゃんのだっこ体験、母親から育児の話等を聞く等の体験学習と性教育講座を通して生命の尊さや性に関する正しい知識を学ぶとともに、母性・父性の健全な育成を図ることを目的に実施している。

イ ピアエデュケーション

高校生が性に関する正しい知識を学び、それを仲間同士で伝達し正しい予防行動を起こさせることを目的として、講義だけでなくディスカッション形式の手法を取り入れて実施している。

令和6年度「思春期保健事業」実施状況

実施年月日	場 所	参加者数	内 容
令和7年3月7日	県立有田中央 高等学校	1、2年生 計129人	思春期出前講座 「知ってほしい思春期のこと」 保健所職員

(2) 乳幼児発達・療育相談指導事業

ア 二次健診

乳幼児健診等で、小児科医による専門的な診察を必要とする乳幼児に対して、適切な相談指導を行っている。令和6年度は、計11回実施し、受診者数は延べ47人であった。

令和6年度

(人)

	合 計		言葉の遅れ		精神面の遅れ		身体面の遅れ		その他	
	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
有田市	0	0			0	0				
湯浅町	10	16			10	16				
広川町	9	15			9	15				
有田川町	12	16			12	16				
合 計	31	47			31	47				

イ 療育相談

乳幼児健診等で、整形外科医による専門的な診察及び理学療法士による運動訓練等を必要とする乳幼児に対して、適切な相談指導を行っている。令和6年は、6回実施し、相談者数は延べ56人であった。

令和6年度

(人)

	合 計		言葉の遅れ		精神面の遅れ		身体面の遅れ		その他	
	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
有田市	4	7					4	7		
湯浅町	11	18					11	18		
広川町	0	0					0	0		
有田川町	17	31					17	31		
合 計	32	56					32	56		

(3) 小児慢性特定疾病の医療費助成

子どもの慢性疾患のうち、特定の疾病については、症状や治療期間が長期にわたり、高額な医療費負担が続くこととなるため、児童の健全育成の観点から、その医療費の自己負担分の一部を助成することにより、患児家庭の医療費の負担軽減を図っている。

平成27年1月から「児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、対象疾病については514疾病から704疾病に拡大された。その後平成29年4月に722疾病に、平成30年4月に756疾病に、令和元年7月に762疾病に、令和3年11月に788疾病に、令和7年4月に801疾病に拡大された。

令和6年度の医療費助成利用者数は61件（うち新規14件）であった。

疾患群	01 悪性 新生物	02 慢性 腎疾患	03 慢性 呼吸器 疾患	04 慢性 心疾患	05 内分 泌疾患	06 膠原 病	07 糖尿 病	08 先天 性代謝 異常	09 血液 疾患	10 免疫 疾患	11 神経 ・筋疾 患	12 慢性 消化器 疾患	13 染色体 又は遺 伝子に 伴う症 候群	14 皮膚疾 患	15 骨系統 疾患	計
計	9	4	1	6	7	8	6	3	0	0	8	5	2	1	1	61
有田市	2	1	1	2	4	3	3	2			1		0			19
湯浅町	1				1	1	1				3	1			1	9
広川町	1											1		1		3
有田川町	5	3		4	2	4	2	1			4	3	2			30

(4) 特定不妊治療費助成事業

平成16年度から、不妊治療のうち体外受精及び顕微授精について、経済的負担軽減を図るために、治療費の一部を助成。

令和4年度から特定不妊治療が保険対象となり、助成事業は令和4年度にて終了となった。一方、保険適用外の生殖補助医療先進医療費について令和5年度から助成が開始された。

令和6年度申請者は延10人であった。

令和6年度	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	合計
	5	1	0	4	10

(5) 不妊専門相談（こうのとり相談）事業

不妊で悩んでいる方々が気軽に相談できる窓口として平成22年7月からこうのとり相談を開設している。

令和6年度は、面接相談（医師0件、医師以外14件）、電話相談27件、メール相談1件であった。

(6) こどもの事故予防対策事業

母子保健の国民運動計画である「すこやか親子21」では、こどもの事故予防の具体的な取り組みとして、家庭内における事故予防対策を浸透させるため、「心肺蘇生法を知っている保護者の割合を100%にすること」を目標として掲げられている。

当管内においても、関係機関の協力により「こどもの事故予防教室」を開催した。

実施年月日	場 所	参加者数	内 容
令和6年11月13日	広川なかよし 子ども園（な かよしランド）	保護者 5人	赤ちゃんとかどもの事故予防と応急手当 湯浅広川消防組合職員・町保健師 ・保健所職員

(7) 母と子の健康づくり運動協議会有田支部における地区組織活動

和歌山県母と子の健康づくり運動協議会有田支部では、有田市と有田郡3町の母子保健推進員が連携して、管内の母子保健の向上のため、研修や地域活動を行っている。

母子保健推進会員数（令和6年度）

（人）

有田市	湯浅町	広川町	有田川町	合計
37	13	16	50	116

母子保健地域活動事業

（ベビーマッサージ教室・マタニティーヨガ教室）

子育て中の母親がベビーマッサージ等を通じて母子相互のスキンシップを学べ他親との交流により、育児不安の軽減・虐待予防につながることを目的とする。

県からの委託事業として、和歌山県母と子の健康づくり運動協議会有田支部で4回開催した。

開催日	内容	場所	参加者数
令和6年8月9日	ベビーマッサージ教室	湯浅町子育て支援センター	母子 7組
令和6年9月26日	産後ヨガ教室	有田市保健センター	母子 6組
令和6年10月10日	ベビーマッサージ教室	有田川町子育て支援センター	母子 13組
令和6年10月17日	ベビーマッサージ教室	広川町保健福祉センター	母子 8組

衛 生 環 境 課

1 食品衛生対策

食品に起因する健康被害を未然に防止し、食の安全・安心を確保するため、食品事業者等に対する営業許可業務、施設の監視指導、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の指導、食品取扱者の衛生教育、流通食品の収去検査及び適正表示指導等を実施している。また、食中毒等の事故や苦情が発生した場合は調査を実施して原因を究明するとともに、被害拡大防止の措置や再発防止の指導等を実施している。

(1) 許可・届出

令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行され、許可が必要となる業種やその一部業種の取り扱える食品の範囲が変更されるとともに、新たに届出制度が創設され、許可業種及び一部対象外とされた業種以外は届出が必要となった。法施行前の許可については許可期限まで有効であることから、現在、旧法の許可施設と新法の許可施設が存在する。

令和6年度末現在の営業許可及び届出施設の状況は次のとおりである。

ア 営業許可施設数（令和7年3月末現在）

	業種	施設数	R6年度許可件数
新法許可 (令和3年6月1日以降の許可)	①飲食店営業	506	132
	②調理機能を有する自動販売機(要許可)	4	3
	③食肉販売業	23	2
	④魚介類販売業	38	3
	⑤魚介類せり売営業	3	2
	⑨食肉処理業	9	2
	⑪菓子製造業	82	21
	⑫アイスクリーム類製造業	11	1
	⑭清涼飲料水製造業	11	5
	⑮食肉製品製造業	1	1
	⑯水産製品製造業	37	4
	⑰冰雪製造業	2	0
	⑳みそ又はしょうゆ製造業	19	6
	㉑酒類製造業	5	3
	㉒麺類製造業	1	1
	㉓そうざい製造業	27	7
	㉔複合型そうざい製造業	1	0
	㉕冷凍食品製造業	7	2
	㉖複合型冷凍食品製造業	1	0
	㉗漬物製造業	25	9
	㉘密封包装食品製造業	26	9
	㉙食品の小分け業	4	0
	㉚添加物製造業	1	0
	計	844	81

	業種	施設数	
旧法許可	飲食店営業	269	
	菓子製造業	45	
	乳製品製造業	1	
	魚介類販売業	39	
	魚介類せり売営業	1	
	魚肉ねり製品製造業	3	
	食品の冷凍または冷蔵業	4	
	かん詰またはびん詰食品製造業	19	
	喫茶店営業	2	
	喫茶店営業(販売機)	8	
	あん類製造業	1	
	アイスクリーム類製造業	3	
	食肉処理業	3	
	食肉販売業	26	
	食肉製品製造業	2	
	みそ製造業	10	
	しょうゆ製造業	4	
	ソース類製造業	2	
	酒類製造業	2	
	豆腐製造業	1	
	麺類製造業	2	
	そうざい製造業	20	
	清涼飲料水製造業	8	
	氷雪製造業	1	
		計	475

イ 届出施設数

(令和7年3月末現在)

	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	計
届出施設数	154	59	48	219	480

ウ 食鳥処理場

管内には、年間処理羽数が30万羽以下の認定小規模食鳥処理業者が6施設あり、食鳥処理衛生管理者による自主確認が行われている。

	施設数	処理羽数
認定小規模食鳥処理場	6	152,084

※ 施設のうち1施設は令和7年3月末現在休業中

(2) 監視指導の実施状況

和歌山県食品衛生監視指導計画に基づき監視指導を実施している。令和6年度は全体で計画の94%を実施した。

営業施設状況及び営業者に対する監視指導状況は次のとおりである。

業種名	対象施設数 (R7.3.31現在)	計画監視数	監視延べ回数	監視率(%)
Aランク施設(年間2回以上)	12	24	25	104
前年度に法違反による行政処分等を受けた施設・苦情原因施設 と畜場	1	2	6	300
食肉処理業(ジビエ肉処理施設)	0	0	0	
食鳥処理場	6	12	11	92
Bランク施設(年間1回以上)	5	10	8	80
118	118	94	80	
飲食店営業のうち大量調理施設	8	8	7	88
集団給食施設	41	41	39	95
食肉処理業(ジビエ肉処理施設を除く)	6	6	8	133
乳製品製造業	1	1	0	0
食肉製品製造業	2	2	1	50
食用油脂製造業	0	0	0	
マーガリン、ショートニング製造業	0	0	0	
添加物製造業(規格あり)	1	1	0	0
乳処理業	0	0	0	
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	
集乳業	0	0	0	
魚肉ねり製品製造業	3	3	0	0
乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	17	17	11	65
水産製品製造業	37	37	26	70
複合型そうざい製造業	1	1	1	100
複合型冷凍食品製造業	1	1	1	100
Cランク施設(2年に1回以上)	881	441	376	85
飲食店営業(大量調理施設、簡易な営業を除く)	609	305	255	84
菓子製造業	125	63	52	83
あん類製造業	1	1	0	0
アイスクリーム類製造業	15	8	7	93
豆腐製造業	1	1	0	0
麺類製造業	5	3	3	120
そうざい製造業	41	21	29	141
食品の放射線照射業	0	0	0	0
食品の冷凍冷蔵業(冷凍食品を製造する施設に限る)	2	1	3	300
氷雪製造業	3	2	0	0
液卵製造業	0	0	0	
冷凍食品製造業	7	4	4	114
漬物製造業	25	13	13	104
フグ処理施設	47	24	10	43
Dランク施設(3年に1回以上)	299	100	143	143
缶詰びん詰食品製造業	17	6	5	88
魚介類販売業	67	22	40	179
食肉販売業	48	16	41	256
魚介類競り売り営業	4	1	3	225
酒類製造業	7	2	5	214
みそ製造業	9	3	2	67
醤油製造業	2	1	1	150
みそ又はしょうゆ製造業	19	6	10	158
ソース類製造業	1	0	2	600
納豆製造業	0	0	0	
食品の小分け業	4	1	1	75
密封包装食品製造業	26	9	17	196
飲食店営業のうち簡易な営業	93	31	16	52
喫茶店営業	2	1	0	0
Eランク(適宜)	461	0	168	0
飲食店営業(露店・自動車・自販機)	69	0	81	0
喫茶店営業(露店・自動車・自販機)	8	0	0	0
菓子製造業(露店・自動車)	1	0	0	0
魚介類販売業(自動車)	4	0	1	0
食肉販売業(自動車)	0	0	0	
調理の機能を有する自動販売機	4	0	4	0
乳搾取業	0	0	0	
営業届出業種	375	0	82	23
計	1771	682	638	94

(3) 衛生教育・啓発の実施状況

食品衛生協会、食品事業者及び集団給食関係者等が主催する講習会に職員を派遣する等、食品取扱者等に対して食品衛生に関する知識の習得のための教育を実施している。令和6年度は17回、697名に実施している。

令和6年度講習実績

実施月日	講習会等の名称	内容	対象者	参加人数
5月14日	食品衛生講習会	食中毒予防・HACCP	事業者	3
5月16日	食品衛生講習会	食中毒予防・HACCP	事業者	1
5月24日	食品衛生講習会	食中毒予防	食生活改善推進員	40
5月29日	食品衛生責任者養成講習	食品全般	資格取得希望者	28
6月8日	夏季食品衛生講習会	食中毒予防・HACCP	事業者	86
7月5日	夏季食品衛生講習会	食中毒予防・HACCP	事業者	25
6月21日	夏季食品衛生講習会	食中毒予防・HACCP	事業者	102
6月28日	夏季食品衛生講習会	食中毒予防・HACCP	事業者	120
8月1日	学校給食における食中毒予防	食中毒予防・HACCP	事業者	64
8月19日	食品衛生講習会	食中毒予防・HACCP	事業者	31
9月10日	手洗い講習	食中毒予防・手洗い	事業者	15
9月24日	食品衛生責任者実務講習	食中毒予防・HACCP	事業者	7
9月26日	食品衛生責任者養成講習	食品全般	資格取得希望者	25
10月29日	食品衛生講習会	食中毒予防	事業者	40
11月20日	ノロウイルス講習会	ノロウイルス	事業者	79
12月5日	ノロウイルス講習会	ノロウイルス	事業者	15
2月5日	食品衛生責任者養成講習	食品全般	資格取得希望者	16

(4) 食中毒発生状況

食中毒発生時には、被害の拡大防止、原因究明の調査を実施し、原因施設に対して再発防止のための施設の改善や衛生管理の指導を行うとともに、自主衛生管理の徹底について重ねて指導している。

過去5年間の食中毒発生状況

年度	発生日	患者数	原因食品	病因物質	原因施設
R2	事件の発生なし				
R3					
R4					
R5	9月	1名	店舗で購入したフグ (患者自ら調理)	フグ毒 (テトロドトキシン)	無許可店舗
R6	7月	3名	原因施設で調理された食品	黄色ブドウ球菌	製造所

(5) 適正表示

ア 表示相談

当課に「食品表示相談ワンストップ窓口」を設置し、食品表示法に基づく適正表示の徹底を図っている。

食品表示相談受付件数

(令和6年度)

相談者	相談 件数	法令別相談件数内訳								相談 件数 (延べ)
		食品表示法			健康増進法 (誇大表示)	景品 表示法	薬機 法	計量 法	その 他	
		(衛生)	(保健)	(品質)						
事業者	58	44	13	11	2	6	1	2	1	80
消費者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	58	44	13	11	2	6	1	2	1	80

イ 違反及び処分件数

令和6年度、管内の県域業者による食品表示法違反はなかった。

なお、市町村域業者にかかる違反については、平成22年4月より市町村の事務として権限移譲している。

2 生活衛生対策

(1) 生活衛生営業施設指導

住民の日常生活に深い関係をもつ旅館、公衆浴場、理容所、美容所及びクリーニング所等の生活衛生施設については、公衆衛生の維持及び向上が図られるよう関係法令が定められており、これらの法令に基づく施設の許認可事務等を行うとともに、施設に対する監視指導を実施している。

生活衛生関係営業許可・届出施設数 (令和7年3月末現在)

業種		有田市	湯浅町	広川町	有田川町	計
旅館業	旅館・ホテル	12	10	3	5	30
	簡易宿所	6	11	12	26	55
住宅宿泊事業法届出施設		0	0	1	1	2
公衆浴場		2	4	2	5	13
理容所		42	17	6	39	104
美容所		77	36	21	90	224
クリーニング所		10	7	2	8	27

(2) 建築物衛生管理指導

多数の者が利用又は使用する店舗、事務所、旅館、集会所など一定規模以上の特定建築物は、建築物衛生法の対象とされ空気環境の調整、給水及び排水の管理等、同法による建築物環境衛生管理基準が適用されている。

これら特定建築物内の人が健康を損なったり、そのおそれが発生したりすることのないよう、環境衛生上良好な状態を維持することが管理権原者の義務である。このため必要に応じて報告徴収、立入検査等を実施するものとし、その状況に応じて改善命令等の措置を行う。

ア 特定建築物届出状況

(令和7年3月末現在)

	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	計
事務所	2	2	1	1	6
店舗	3	1	0	4	8
旅館	0	0	1	0	1
その他	3	0	0	1	4
計	8	3	2	6	19

イ 建築物管理事業登録業者数 (令和7年3月末現在)

- (ア) 建築物飲料水貯水槽清掃業 4件
- (イ) 建築物環境衛生総合管理業 0件
- (ウ) 建築物清掃業 2件
- (エ) 建築物ねずみ昆虫等防除業 3件
- (オ) 建築物飲料水水質検査業 1件

3 水道関係施設指導

(1) 水道普及率及び施設数

有田川水系は、水質が良好で水量的にも充分あるが、広川水系については、水量が少ないため、湯浅町では有田川町から水道用水の供給を受けている。

普及率は人口の多い海岸地域は高率だが、山間地域では過疎化が進み水道管布設が困難なため低率となっており、各市町は未普及地域解消の推進を図っている。

水道施設一覧

(令和6年度)

	給水量(m ³ /日)	給水人口(人)
有田市	14,371	25,982
有田市上水道	14,371	25,982
湯浅町	8,403	13,001
湯浅町上水道	8,403	13,001
広川町	2,408	4,256
広川簡易水道	2,408	4,256
有田川町	9,065	24,966
有田川町上水道	5,755	16,601
金屋地区簡易水道	741	2,488
金屋北地区簡易水道	375	1,293
吉原簡易水道	473	1,230
岩倉簡易水道	75	255
釜中地区簡易水道	77	194
西ヶ峯地区簡易水道	131	534
早月簡易水道	32	127
五西月北地区簡易水道	16	88
清水簡易水道	573	1,767

(2) 水道施設立入検査

水道施設の維持管理に関する状況を把握し、水道における事故発生を未然に防止するため、管内の水道事業について水道法第39条第2項に基づく指導監督業務を年2回実施している。また、河川水質事故(詳細は10の(4))発生時には水道事業所等と連携を密にして安全な水道水が供給されるようにしている。

(3) 簡易専用水道法定検査

簡易専用水道は貯水槽水道施設のうち貯水槽有効水量が10立方メートルを超える施設をさす。簡易専用水道の設置者は、水道法第34条の2第2項の規定に基づき、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の法定検査を受ける義務がある。

当保健所は法定検査を実施する一機関として有田市、湯浅町、広川町及び有田川町内に設置された簡易専用水道法定検査の依頼を受けている。令和6年度は36件(有田市内14件、湯浅町内8件、広川町内2件、有田川町内12件)の依頼を受け、検査を実施した。

4 狂犬病予防及び動物愛護

「狂犬病予防法」に基づく犬の登録原簿の管理は市町村事務であるが、平常時の狂犬病予防対策及び発生時の対処については県が実施している。

また、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、県民への動物の愛護や適正飼養に関する知識の普及啓発に努めている。

さらに、ペットショップをはじめとする動物取扱業者に対しては、登録制度により営業実態を把握し、施設への立入指導を行い、動物から人へ感染する病気の予防、動物の習性に応じた適正飼養の指導助言を実施している。

一方、動物保護管理業務については、和歌山県動物愛護センターとの連携により野犬の保護、迷い犬・ねこの引取り、負傷動物の収容（犬・ねこ等）を行い、動物による人の生命・身体・財産に対する侵害防止や生活環境の向上に努め、適正飼養の推進を行っている。

(1) 犬の登録・狂犬病予防注射済票交付数

市町と協力し、予防注射を受けさせていない飼い主への啓発を行っている。しかし、管内の狂犬病予防注射率は65.4%と低値を示している。

(令和6年度)

	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	計	前年比
年度末全登録数	1,195	426	316	1,381	3,318	+88
年度内新規登録数	112	32	44	116	304	+27
死亡届出数	86	18	42	110	256	+11
転出届出数	14	2	7	10	33	+18
転入届出数	10	11	13	41	75	+27
不明犬頭数(※)	0	0	0	2	2	+2
狂犬病予防注射済票交付数	713	241	190	955	2,099	-12
注射実施率(%)	59.7	56.6	60.1	69.2	63.3	-2.1

※ 飼い主の転居先が不明で、生後20年を経過しているもの

(2) 令和6年度動物保護管理実績

ア 動物に関する苦情受理件数

和歌山県動物愛護センター及び各市町と協力して、飼い主に対する適正管理、畜犬登録及び狂犬病予防注射の実施についての指導を行っている。

(ア) 受付別

住民など(直接)	170
県機関	0
他機関(市町)	22
計	192

(イ) 苦情の種類別(重複有り)

	犬	猫	その他	合計
抑留	10			10
犬の放し飼い	0			0

	犬	猫	その他	合計
鳴き声	1	0	0	1
家屋・田畑荒らし	0	16	1	17
糞尿	2	10	0	12
恐怖	0	0	0	0
所有者引取り	8	6	0	14
拾得者引取り	4	19	0	23
負傷収容	1	11	1	13
迷い犬猫	11	6	0	17
失踪犬猫	10	35	2	47
飼育指導	2	7	0	9
咬傷事故	4	0	0	4
遺棄	0	4	0	4
虐待	0	0	0	0
餌やり行為	0	2	0	2
その他	1	7	0	8
合計	54	151	4	209

イ 犬・猫の保護・引取・負傷収容頭数 及び 返還頭数

		犬			猫		
		成	仔	合計	成	仔	合計
抑留 (※1)		4		4			
引取り	所有者	4	0	4	0	6	6
	拾得者	2	0	2	5	26	31
負傷収容*		1	0	1	3	4	7
処分依頼		0	0	0	0	0	0
収容合計		11	0	11	8	36	44
返還	抑留犬 (※1)	0		0			
	引取り (※2)	2	0	2	0	0	0
引取り取下げ		0	0	0	0	0	0
自然死		0	0	0	0	4	4
殺処分		0	0	0	0	0	0
動物愛護センターへ搬送		9	0	9	8	35	43

※1 狂犬病予防法に基づき保護、返還した犬

※2 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき引取り、負傷収容、返還した動物

ウ 地域猫対策の推進

平成29年度から、生活環境の保全と猫の殺処分頭数の削減を目的に「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく地域猫対策の認定を行っており、認定された地域には、不妊去勢手術費用の助成、捕獲用オリの貸し出し等の支援を行っている。

(令和7年3月末現在)

	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	合計
認定地域数	53	28	12	29	122
地域猫頭数	494	263	111	233	1,101

(3) 令和6年度咬傷事故等件数

事故発生件数は3件であった。

(4) 動物取扱業登録数

(令和7年3月末現在)

		有田市	湯浅町	広川町	有田川町	計	
第一種動物 取扱業	事業所数	11	3	4	13	31	
	業種数	保管 (ホテル・美容)	6	2	3	11	22
		販売 (小売・繁殖)	5	3	2	6	16
		展示	0	0	1	1	2
		訓練	3	0	0	0	3
		貸出	0	0	0	1	1
計	14	5	6	19	44		
第二種動物 取扱業	事業所数	1	0	0	1	2	
	業種数	譲渡し	1	0	0	1	2
		保管	1	0	0	1	2
		計	2	0	0	2	4

※ 管内に、上記5業種以外の第一種動物取扱業者及び上記2業種以外の第二種動物取扱業者の登録はない。

5 医薬品等取締

(1) 医薬品及び医療機器等取締

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、薬局及び医薬品販売業等の許認可事務等を行うとともに、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の適正管理等について監視指導を行っている。また、医薬品の適正使用を目的に、一般住民を対象に講習会を実施するなど啓発に努め、地域に密着した健康情報の拠点として、薬局に「健康サポート薬局」の機能を備えるよう働きかけている。

令和6年度薬局等許可等施設数及び監視実績

業種	許可 (届出) 施設数					監視件数 (延べ)
	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	計	
薬局	13	4	1	12	30	30
薬局製剤製造業	2	1	0	2	5	5
薬局製剤製造販売業	2	1	0	2	5	5
店舗販売業	5	6	1	6	18	18
配置販売業	1	0	0	0	1	0
卸売販売業	2	1	1	0	4	4
高度管理医療機器販売業等	11	7	1	5	24	11

※ 薬局等許可等施設数は令和7年3月末日現在

(2) 毒物劇物取締

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物営業の登録事務を行うとともに、毒物及び劇物による危害防止のため、販売業者等に対し管理等の監視指導を行っている。

また、例年6月に全国で農薬危害防止運動が展開されるが、農薬には毒物劇物に該当するものがあることから、農業水産振興課と合同で農薬危害防止運動に参加し、農薬販売店や農家に注意喚起を行っている。

令和6年度毒物劇物営業登録施設数及び監視実績

業種	許可(届出)施設数					監視件数 (延べ)
	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	計	
毒物劇物製造業	2	1	0	0	3	1
毒物劇物輸入業	1	0	0	0	1	0
毒物劇物一般販売業	13	8	3	14	38	19
毒物劇物農薬用品目販売業	4	3	1	12	20	13
毒物劇物特定品目販売業	1	1	0	0	2	0

※ 毒物劇物関係登録施設数は令和7年3月末日現在

(3) 麻薬等取締

麻薬取扱者等の免許経由事務(令和2年度から一部免許事務となる)を行うとともに、麻薬及び向精神薬取締法に基づき、麻薬の適正管理がなされるよう、麻薬業務所の監視指導を実施している。また、向精神薬や覚醒剤取締法で規制される覚醒剤原料についても適正管理されるよう、診療施設及び薬局に監視指導を実施している。

令和6年度麻薬業務所数及び監視実績

業種	許可(届出)施設数					監視件数 (延べ)
	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	計	
麻薬診療施設(病院)	2	1	0	3	6	9
麻薬診療施設(診療所)	8	6	1	10	25	1
麻薬診療施設(動物病院)	2	0	0	2	4	0
麻薬小売業者(薬局)	12	4	1	11	28	32

※ 麻薬業務所数は令和7年3月末日現在

6 薬物乱用防止

社会問題の一つである薬物乱用の拡大を防ぐために、有田地域の薬物乱用防止指導員及び関係公的機関で組織される薬物乱用防止指導員有田地区協議会等の協力の下、イベントなどあらゆる機会を捉えて、地域住民への薬物乱用防止啓発及び薬物に関する正しい知識の普及を行っている。特に、若年層への早期の教育を重視し、学校における薬物乱用防止教室の開催に講師派遣等の協力を行っており、今後も関係機関と協力し、全ての中学・高等学校において薬物乱用防止教室を実施していく。

また、法令で栽培が規制される大麻及びけしについては国内で自生することがあり、不法栽培や乱用につながるおそれがあることから、例年4月中旬から6月にかけて、不正大麻けし撲滅運動を実施し、住民に注意喚起を行っている。当保健所管内においては、例年けしの自生が見られ、確認した場合は抜去し処分を行っている。

令和6年度薬物乱用防止啓発等実績

月日	実施事項等
10月16日	わかやまNO!DRUG!フェスティバル(有田川町立吉備中学校)
通年	薬物乱用防止教室(各小学校・中学校・高等学校)

7 献血推進

血液製剤の安定供給の確保を図るため、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づき、各市町及び県赤十字血液センター等と連携し、住民に対し献血思想の普及啓発及び献血への協力の呼びかけを実施している。また、将来にわたって安定的な献血を確保するため、若年層の献血協力者を増やすことを目標に、管内高等学校に対し県が実施する高校生献血学習の時間を設けていただくよう、働きかけている。

令和6年度献血推進啓発等実績

月日	実施内容
7月27日	愛の献血助け合い運動街頭啓発(スーパーセンターオークワ有田川店)
1月	はたちの献血キャンペーン(各市町へ成人式用啓発資材提供)
10月30日	高校生献血学習(県立箕島高等学校)
3月18日	高校生献血学習(県立有田中央高等学校)

(参考)

	稼働数※	受付数	採血者数 (前年比)	採血		
				400mL	200mL	成分献血
管内	42	1,924	1,711(96.1%)	1,671	40	0
県全体	754	35,541	32,230(97.4%)	22,060	840	9,330
移動採血車	440	22,094	19,751(96.5%)	19,042	709	0
献血ルーム	314	13,447	12,479(98.7%)	3,018	131	9,330

8 骨髄バンク及び臓器移植普及推進

白血病や再生不良性貧血等の血液疾患の方に対する有効な治療方法である骨髄移植を推進するため、公益社団法人日本骨髄バンクに協力し、骨髄バンク普及啓発を実施するとともに、月2回(第2・第4火曜日)、保健所においてドナー登録の受け付けを行っている。また、管内への献血バスの配車に合わせて、和歌山県赤十字血液センター等の協力の下、献血併行型骨髄バンクドナー登録会を実施している。

臓器移植普及については多くの方々に理解を深めていただくため、臓器移植推進月間等において啓発を行い、臓器提供意思表示カード等の配布を行っている。

骨髄バンクドナー登録実績

年度	登録者数	
	保健所受付	献血併行型
令和2年度	0	0
令和3年度	0	7
令和4年度	0	3
令和5年度	0	9
令和6年度	0	17

9 浄化槽関係

河川や海の主な汚染源が生活排水であることから、公共用水域の水質保全対策として生活排水等をし尿と併せて処理する合併処理浄化槽の推進が図られている。

なお、浄化槽の適正管理及び設置に係る届出受理等の業務については平成22年4月から市町村に権限が委譲されており、県では、浄化槽保守点検業を行う者の登録、変更届の受理業務等を行っている。

浄化槽保守点検業者登録状況 (令和7年3月末現在)

	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	計
登録者数	12	5	2	5	24

※ 登録業者の主たる事務所の所在地が管内にあるもののみ

10 公害対策

(1) ばい煙等及びダイオキシン類の対策

工場及び事業場から発生するばい煙等（ばい煙、粉じん、排水）の排出を規制している。また、ダイオキシン類による環境汚染防止のため、焼却炉及び廃棄物の燃焼行為の規制をしている。

なお、悪臭、騒音、振動の届出については、令和2年4月1日から市町村へ事務委譲している。

管内特定施設届出事業所数 (令和7年3月31日現在)

区別	事業所数※	規制法令
水質汚濁	352	水質汚濁防止法・県公害防止条例
大気汚染	粉じん	水質汚濁防止法・県公害防止条例
	ばい煙	
ダイオキシン関連	3	ダイオキシン特別措置法
有害物質	6	県公害防止条例

※ 事業所数は各区分で重複する場合がある。

(2) その他調査

工場排水、地下水などの現状調査等を実施している。

(3) 令和6年度 苦情・相談件数 (河川水質事故を除く)

県民から寄せられる大気、水質、騒音、振動、悪臭といった公害に係る苦情解決に努めている。

令和6年度における苦情受理件数は13件である。

市町別

有田市	湯浅町	広川町	有田川町	計
3	2	2	6	13

内容別

大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他
4	6	0	0	5	5

※ 苦情一件につき、複数の内容を含むものがある。

(4) 令和6年度 河川水質事故件数

河川における魚のへい死や油流出事故に対処している。
令和6年度における河川水質事故件数は10件である。

月別

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年計
件数	0	0	2	2	1	0	2	0	1	1	1	0	10

市町別

有田市	湯浅町	広川町	有田川町
2	2	2	4

1 1 廃棄物・リサイクル対策

(1) 一般廃棄物処理対策

事業活動に伴って発生する産業廃棄物を除いた一般廃棄物の処理は、市町村が主体となっている。

ア 一般廃棄物処理施設

(令和7年3月末現在)

設置主体	施設施設	所在地	処理方式	構成市町	備考
			処理能力(t/日)		
有田周辺広域圏事務組合	環境センター	有田川町 上中島 927	ストーカー式	有田市 有田川町	平成11年度供用開始
			100		
有田衛生施設事務組合	リユースなぎ	湯浅町 湯浅 2350	RDF	湯浅町 広川町	平成18年度から休止中
			30		

イ ごみの排出量及び処理状況

(令和5年度実績)

	計画収集人口(人)	ごみ総排出量(t/年)	1人1日あたりごみ排出量(kg)	内訳(t)						
				収集ごみ					直接搬入ごみ	集団回収
				可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他		
有田市	25,832	8,271	0.875	6,077	304	681	72	0	905	232
湯浅町	11,005	3,196	0.793	1,949	89	635	0	0	407	116
広川町	6,551	1,583	0.660	965	140	225	0	0	102	151
有田川町	25,451	7,354	0.789	4,110	418	1,105	119	0	1,596	6

ウ し尿処理施設

(令和6年3月末現在)

建設主体	施設名称	所在地	処理能力 (kL/日)	構成市町	備考
有田周辺広域圏 事務組合	クリーンセンター	有田川町 長谷川 1552	109	有田市 有田川町	令和5年度供用開始※
有田衛生施設 事務組合	リユースなぎ	湯浅町湯浅 2350	38	湯浅町 広川町	平成17年度供用開始

※ 旧施設は（処理能力：84kL/日）は令和5年度に廃止

(2) 産業廃棄物処理対策

ア 産業廃棄物処理業許可件数

(令和7年3月末現在)

	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	その他	計
収集運搬業	57	23	19	82	0	181
処分業	5	2	1	4	1	14

イ 廃棄物不法投棄パトロールによる発見件数

廃棄物不法投棄パトロールについては、令和6年度より委託パトロールが削減され、一般廃棄物の不法投棄発見件数を集計しなくなった。

令和6年度は、産業廃棄物不法投棄の発見件数は0件で、令和5年度の2件（広川町1件、有田川町1件）から減少が見られた。

ウ 違反及び処分件数

廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反事例（一般廃棄物に係る事例を除く）では、行為者に口頭注意、指導を行った。なお、刑事告発・行政代執行に至る事例はなかった。

	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	計
不法投棄	0	0	1	0	1
不定性処理（保管基準違反等）	0	0	1	1	2
野外焼却	0	1	0	0	1

(3) 和歌山県ごみの散乱防止に関する条例

和歌山県では令和2年度から標記の条例に基づき、環境監視員によるパトロールを実施している。

令和6年度は192日間パトロールを実施し、口頭での指導を6件行っている。なお、条例に基づく回収命令や過料の徴収はなかった。

捨てられたごみの種類は、たばこの吸い殻4件、その他2件だった。

(4) リサイクル関連事業

ア 第一種フロン類充填回収業登録業者

業務用エアコン、冷凍・冷蔵機器からフロン類を充填・回収する業者は都道府県の登録を受けなければならない。また、年度ごとの充填・回収量の実績を都道府県に報告する義務がある。管内でこの登録を受けている業者は、令和6年度末で7業者である。

(令和7年3月末現在)

	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	計
業者数	2	1	0	4	7

イ 自動車引取業及びフロン回収業登録等業者数

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）により使用済自動車引取業者、フロン類回収業者登録等が義務づけられている。

(令和7年3月末現在)

	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	計
自動車引取業	12	4	3	25	44
フロン回収業	1	0	1	4	6
解体業・破砕業	0	0	0	4	4

(5) 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例

ア 産業廃棄物の自己物の保管

100 m²以上の土地に自らの産業廃棄物を保管する場合について、保管の届出を義務づけている。なお、300 m²以上の土地に建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を保管する場合は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の届出が義務づけられている。

令和6年度中の保管の届出件数は、条例0件、法律1件であった。

イ 特定事業許可業者

土砂等の埋立て等のうち、埋立て等をする区域以外の場所から採取された土砂等で埋立て等を行う事業であって、その区域の面積が3,000 m²以上のものを、条例では「特定事業」として、あらかじめ知事の許可が必要な行為としている。

○令和7年3月31日現在で5業者が許可を取得（事業完了済みを除く）

○特定事業を行う場合、土砂の搬入毎に届出を提出（令和6年度は166件）

1 2 自然環境保全

(1) 自然公園

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的として指定されている。

自然公園内は、地域の自然環境を守る観点から特別地域と普通地域に区分され、地域ごとに規制を受ける行為を定めている。係る行為については、特別地域においては許可制、普通地域においては事前届出制となっており、令和6年度は、管内において5件（生石高原2件、西有田3件）の許可を行った。

管内の自然公園一覧（令和7年3月末現在）

公園種別	名称	所在地	面積
国定公園 (環境大臣指定)	高野龍神	有田川町（旧清水町）	849ha
県立自然公園 (県知事指定)	生石高原	有田川町（旧金屋町、旧清水町）	202ha
	西有田	有田市、湯浅町、広川町	218ha
	城ヶ森鉾尖	有田川町（旧清水町）	483ha

ア 自然環境保全地域

有田市の立神社社寺林が指定されており、森林の適正な保全を図っている。

イ 自然環境保護・保全活動

管内自然公園の保護とその適正な利用の推進のため、国定公園では自然公園指導員（環境省委嘱）、県立自然公園では和歌山県自然公園指導員（県委嘱）が巡視等の任務に携わっている。また、県及び各市町の職員が第1種自然保護監視員として、和歌山県自然公園指導員等の協力を得て、自然公園の保護及び利用、その他自然環境の保全に係る活動を推進している。

(2) 鳥獣保護

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）に基づき、管内5名の鳥獣保護管理員の協力を得て、野生鳥獣の保護に関する業務を行っている（鳥獣害対策及び狩猟に関する業務は、振興局農業水産振興課）。

ア 鳥獣保護区等の指定

鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区が指定されており、保護区内では鳥獣の捕獲が禁止されている。また、銃器を使用した捕獲に伴う危険の予防又は静穏の保持のため、特定猟具（銃）使用禁止区域が指定されている。

管内の鳥獣保護区一覧（令和7年3月末現在）

名称	所在地	面積	指定期間
初島	有田市	360ha	H29.11/1～R9.10/31
広川西部	広川町	340ha	H27.11/1～R7.10/31
南生石	有田川町（旧金屋町）	180ha	H30.11/1～R10.10/31
近井	有田川町（旧清水町）	887ha	H28.11/1～R8.10/31
楠本	有田川町（旧清水町）	140ha	H28.11/1～R8.10/31
嵯峨	有田川町（旧清水町）	151ha	R2.11/1～R12.10/31
有田川	有田市、有田川町（旧吉備町、旧金屋町）	790ha	H30.11/1～R10.10/31
城山	有田川町（旧清水町）	6ha	R5.11/1～R15.10/31
地ノ島・沖ノ島	有田市	75ha	H27.11/1～R7.10/31

管内の特定猟具（銃）使用禁止区域（令和7年3月末現在）

名称	所在地	面積	指定期間
霊巖寺	広川町	12ha	R2.11/1～R12.10/31
吉備中央	有田川町（旧吉備町）	615ha	R4.11/1～R14.10/31
吉備東部	有田川町（旧吉備町）	233ha	H25.11/1～R9.10/31
吉原	有田川町（旧金屋町）	103ha	R5.11/1～R15.10/31

イ 傷病鳥獣の保護

原則、自然の営みの中で傷ついた野生鳥獣については救護しないが、明らかに人間の行動が原因で傷ついた野生鳥獣や稀少な野生鳥獣が傷ついている場合は救護の対象としているため、通報があった場合は指定救護医に連絡し、治療の見込みがあると判断される場合のみ受け入れを要請している。回復後は安全な地域に放鳥獣を行っている。

令和6年度傷病野生鳥獣保護実績

(市町別)

有田市	湯浅町	広川町	有田川町	その他	計（前年度比）
0	1	1	1	3	6 (-2)

(鳥獣別)

アオサギ、シロサギ、ノウサギ、ツバメ、タヌキ、キジバト

ウ 野鳥密猟取締りの実施

毎年、鳥獣保護管理員とともに、管内各市町一円で野鳥密猟取締りを実施している。

エ ガンカモ類鳥類生息調査

1月に、渡来数が多い主要な河川等（管内47地点）でガンカモ類の生息調査を行っている。

オ ツキノワグマ保護管理

目撃や錯誤捕獲があった場合、「和歌山県ツキノワグマ保護管理指針」により、適正な保護管理を図っている。

カ 特定外来生物

特定外来生物は、外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、又は及ぼす恐れがあるものの中から指定される。外来生物法では、特定外来生物の飼育、保管、運搬などを規制するとともに、防除を進めることで、被害発生の防止を図っていくこととされている。

管内においては、アライグマによる農作物被害が著しいことから、平成18年度から各市町がアライグマに係る防除実施計画を策定し防除に努めている。また令和6年度には管内で初めてクビアカツヤカミキリの被害樹が確認され、被害の拡大防止のため注意喚起を行っている。

キ 野鳥における高病原性鳥インフルエンザのサーベイランス

高病原性鳥インフルエンザが疑われる死亡野鳥の通報に対応し、振興局関係部局及び紀北家畜保健衛生所と連携し、野鳥における高病原性鳥インフルエンザの早期発見に取り組んでいる。

(3) 温泉の利用・泉源の保護

温泉法は、国民共有の貴重な天然資源である温泉を保護し、その適正な利用の確保を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に制定されている。温泉の掘削・増掘、動力の装置、温泉の採取は、法に基づき都道府県知事の許可が必要である。また、温泉を公共の浴用・飲用に供しようとする場合も同様である。

管内では、各市町に温泉施設があり、健康増進に寄与している。

(令和7年3月末現在)

市町名	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	計	
泉源数	1	3	3	2	9	
温泉利用許可	浴用	1	6	7	7	21
	飲用	0	0	0	0	0